

第85回 地域保健福祉審議会

世田谷区地域保健医療福祉総合計画の策定に向けた
検討状況について

令和5年4月26日

保健福祉政策部保健福祉政策課

目次 世田谷区地域保健医療福祉総合計画アウトライン（案）

審議会（R5.4.26）

章	項目	スライド番号
第1章 計画策定にあたって	1 計画策定の主旨	3
	2 計画の位置付け	4
	3 計画の策定体制	4
第2章 近年の動向、 区の課題	1 地域福祉を取り巻く状況	5
	2 これまでの成果と課題	6
第3章 地域福祉を推進する基本的な考え方	1 地域福祉推進の基本方針	7
	2 地域福祉推進の視点	8、9
	3 今後の施策を展開する2つの柱（基本目標）	10
	4 施策体系	11
	5 圏域の考え方	12
第4章 今後の施策の方向	1 包括的な支援体制を構築する	13
	（1）既存の地域包括ケアシステムを強化する	14
	医療	15
	福祉サービス	15
	予防、健康づくり	15
	住まい	15
	生活支援	15
	就労	16
	教育	16
	社会参加	16
防犯・防災	16	

章	項目	スライド番号
第4章 今後の施策の方向	(2)複雑化・複合化した課題にも対応できる仕組みづくり	17
	相談支援	18
	参加支援	18
	地域づくり	18
	各分野・施策との連携	19
	2 誰一人取り残さない世田谷をつくるための基盤整備	20
	（1）権利擁護の推進	20
	（2）福祉人材の確保・育成・定着	21
	（3）保健福祉サービスの質の向上	21
	（4）保健医療福祉の全区的な拠点運営	22
（5）寄附文化の醸成、基金の活用	22	
（6）課題抽出の仕組み	23	
第5章 計画の推進に向けて	計画の進行管理等	24
第6章 参考資料		
巻末	成年後見制度利用促進基本計画	
	更生保護の促進【再犯防止推進計画】	

第1節 計画策定の趣旨

近年は、複数の困りごとがありながら支援を受けていない世帯、支援の必要な状態を本人が気付かないケース、制度の狭間の問題で相談をしないケース等が増えている。これらの中には高齢者、障害者、子ども、生活困窮等の各専門分野の支援、いわゆる「縦割り」の公的な制度だけでは解決できない課題も多く、地域全体で取り組むべき課題と捉えられている。社会全体のこうした変化に対応するため、公的な制度に加えて、周囲の人や機関が問題に直面する本人や世帯にいち早く気づき、本人や世帯の課題解決を支援できるよう、住民や関係機関が世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりの暮らしや生きがいを支え、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が強く求められている。

世田谷区地域保健医療福祉総合計画は、世田谷区における「地域共生社会」の実現に中心的な役割を持つ、保健医療福祉施策の基本方針となるものである。現行計画の期間が令和5年度に最終年度を迎えることから、「地域共生社会」の実現を一段と加速させる、新しい総合計画を策定する。本計画は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行を経て進むウィズコロナ・ポストコロナ社会の生活様式や働き方の変化、個人の多様性の尊重、地域に対する人々の意識の変化等を念頭におき、高齢者、障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者、LGBTQ、犯罪をした者等も含め、誰もが地域で健やかに自分らしく暮らすための支えとなる、保健医療福祉施策の基本方針を示す。

第2節 計画の位置付け

- 社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」とする。
- 世田谷区地域保健福祉推進条例第16条の「推進計画」とする。
- 世田谷区地域保健福祉推進条例第17条の「行動指針」とする。
- 高齢者や障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など、誰もが地域で暮らしていく際に必要となる保健、医療、福祉の各分野の基本的な考え方を明らかにする計画とする。
- 東京都の保健医療計画を踏まえ、医療と保健、福祉との連携の方向性を示す計画とする。
- 社会福祉法第106条の5の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」を包含する。
- 再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」を包含する。
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する「市町村成年後見制度利用促進基本計画」を包含する。

第3節 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者や関係団体等で構成する「地域保健福祉審議会」、同審議会の学識経験者等と区職員による「総合計画策定研究会」、庁内組織として「総合計画策定委員会」を設置し、各会において計画内容を検討している。また、パブリックコメントやシンポジウムを通して、区民の意見を計画に反映する。

第1節 地域福祉を取り巻く状況

国では、平成28年、「ニッポン一億総活躍プラン」において、人口減少と少子高齢化が同時進行する将来を見据え、制度・分野毎の「縦割り」や、「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながり、地域をともに創る「地域共生社会」という方向性を打ち出した。この「地域共生社会」を中心に、社会福祉法等の改正をはじめ、様々な法律が施行されている。

平成27年	厚生労働省「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書	全世代・全対象型地域包括支援体制（新しい地域包括支援体制）を提示
	「生活困窮者自立支援法」施行	生活保護受給者以外の生活困窮者に対する新たな仕組み（第2のセーフティネット）の構築
平成28年	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」成立	区市町村成年後見制度利用促進基本計画の策定の努力義務化
	「再犯の防止等の推進に関する法律」成立	区市町村再犯防止推進計画の策定の努力義務化
	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定	「地域共生社会」の実現が明記
平成30年	「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」施行	<ul style="list-style-type: none"> 福祉分野の上位計画に地域福祉計画が位置付けられ、区市町村地域福祉計画策定が努力義務化 地域福祉計画に盛り込むべき事項として「包括的な支援体制の整備に関する事項」が追加
令和元年	「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行	貧困の状況にある子どもが健やかに育成される法律の目的・基本理念、教育の機会均等が図られるべき趣旨の明確化
令和2年	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」公布	重層的支援体制整備事業が創設、実施計画の策定について記載
令和3年	「孤独・孤立対策の重点計画」閣議決定	分野横断的な対応が可能となる孤独・孤立対策の推進体制を整備
令和4年	「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> 地域連携ネットワークを全市町村で早期に整備 全市町村で基本計画を早期に策定（概ね令和6年度まで）

第2節 これまでの成果と課題

地域保健医療福祉総合計画（平成26～令和5年度）では、「地域包括ケアシステムの推進」、「区民、事業者等との協働による福祉の地域づくり」、「地域福祉を支える基盤整備」の3つの施策の柱に沿って取組みを推進。

【残された課題】

➤ **複雑化・複合化した課題を抱える方への支援**

複数の分野にまたがる課題や、いわゆる制度の狭間の課題など、複雑化・複合化した課題を抱える方への支援の充実が課題であり、分野を超えたチームにより支援する仕組みの構築が必要である。

➤ **予防的福祉の推進**

支援が必要な状態にもかかわらず支援につながない方がいる。これまでの申請主義による待ちの姿勢でいるのではなく、抱えている問題が深刻化・困難化する前に発見し、早期の支援につなげる予防的福祉を推進していく必要がある。

➤ **保健・医療・福祉の連携強化**

地域での看取りなど、在宅医療のニーズ、必要性が高まっている。引き続き、医療連携推進協議会で医療と介護の連携に関する課題について協議・共有しながら、保健・医療・福祉のさらなる連携強化に取り組んでいく必要がある。

➤ **人材の確保**

地域福祉を支える基盤整備においては、高齢化によるサービス需要の増大と生産年齢人口の減少による担い手不足は依然として深刻であり、福祉人材の確保は喫緊の課題である。

第1節 地域福祉推進の基本方針

誰一人取り残さない世田谷をつくろう

新型コロナウイルス感染症の感染拡大、大規模台風やゲリラ豪雨の頻発といった災害の常態化、世界情勢などに起因した物価高騰などにより、区民生活や区内産業は大変厳しい状況下にあるとともに、所得格差や地域社会の分断の広がりへの懸念、社会インフラの老朽化などの課題もあり、区を取り巻く状況は厳しさを増している。こうした急激な社会状況の変化を踏まえ、令和6年度を初年度とする区の最上位の行政計画である基本計画の大綱では、区が目指すべき方向性を「持続可能な未来を確保し、あらゆる世代が安心して住み続けられる世田谷をともにつくる」とした。

区の保健医療福祉施策の基本方針となる地域保健医療福祉総合計画においては、基本計画の方向性も踏まえ、「誰一人取り残さない世田谷をつくろう」を基本方針に据える。これは、社会状況の変化等により区民の抱える困りごととも多様化・複雑化してきている中で、誰もが安心して暮らすことができる「地域共生社会」を実現するという決意を示している。

第2節 地域福祉推進の視点

すべての人が自分らしく生きることができる環境をつくる

- 年齢、性別、国籍の違い、障害等の有無にかかわらず、互いの差異や多様性を認めあう、社会的包摂の考え方を基本とし、地域福祉を推進します。
- 高齢者や障害のある方についても、「サービスを受ける人」という固定的な見方をせず、その力を活かし、地域社会で役割を持って活躍できるような環境づくりを進めます。
- 支援の対象は、高齢者、障害者などの属性ではなく、「生活のしづらさを抱えた人、支援を必要とする人」また「その世帯」としてとらえます。
- 自分らしい生き方や自立、自己実現を支援していく、という視点から支援を考えます。

予防的福祉を推進する

- これまでの申請主義による待ちの姿勢でいるのではなく、抱えている問題が深刻化・困難化する前に発見し、早期の支援につなげる予防的福祉を推進します。

参加と協働により地域福祉を推進する

- 住民が主体的に福祉の担い手となり、地域の課題解決に取り組む体制づくりを推進します。
- 施策や事業の実施にあたっては、民間の活力を活用する等の多様な手法を導入します。

先端技術を柔軟に取り入れ、区民の福祉を向上する

- 進歩するデジタル技術を活用するなど、「より便利」、「より効率的」にサービス提供し、新しい選択肢を常に研究します。
- 区役所内だけでなく、福祉の現場も含めて進めていきます。
- デジタル技術等の導入にあたっては、福祉の仕事の持つ対面的な関わりの価値も尊重し、検討します。

分野横断的な連携を推進する

- 必要に応じて積極的に、教育、防災、都市整備など、分野を超えて連携し、施策を展開します。

第3節 今後の施策を展開する2つの柱（基本目標）

柱1 包括的な支援体制を構築する

区では、国の示す地域共生社会の考え方に先んじて、地域包括ケアシステムの対象を困りごとを抱えたすべての区民と広く捉え、区内全地区において総合相談を実施し、個別支援と地域支援を組み合わせた、コミュニティソーシャルワークを推進してきた。

一方で、地域福祉を取り巻く状況は刻々と変化しているため、「既存の地域包括ケアシステムの強化」と「複雑化・複合化した課題にも対応できる仕組みづくり」により、新たに「包括的な支援体制」を構築し、これまでの地域包括ケアシステムの取組みを進化させる。

柱2 誰一人取り残さない世田谷をつくるための基盤整備

誰一人とり残さない世田谷をつくるための様々な基盤整備を推進する。具体的には、権利擁護の推進、福祉人材の確保・育成・定着、保健福祉サービスの質の向上、保健医療福祉の全区的な拠点運営、寄附文化の醸成、基金の活用、課題抽出の仕組みづくりといった取組みを進める。

第4節 施策体系

基本方針

今後の施策を展開する2つの柱(基本目標)

推進施策

区の実践

誰一人取り残さない世田谷をつくる

包括的な支援体制を構築する

既存の地域包括ケアシステムを強化する

複雑化・複合化した課題にも対応できる仕組みづくり

誰一人取り残さない世田谷をつくるための基盤整備

医療

福祉サービス

予防、健康づくり

住まい

生活支援

就労

教育

社会参加

防犯・防災

相談支援

参加支援

地域づくり

各分野・施策との連携

権利擁護の推進

福祉人材の確保・育成・定着

保健福祉サービスの質の向上

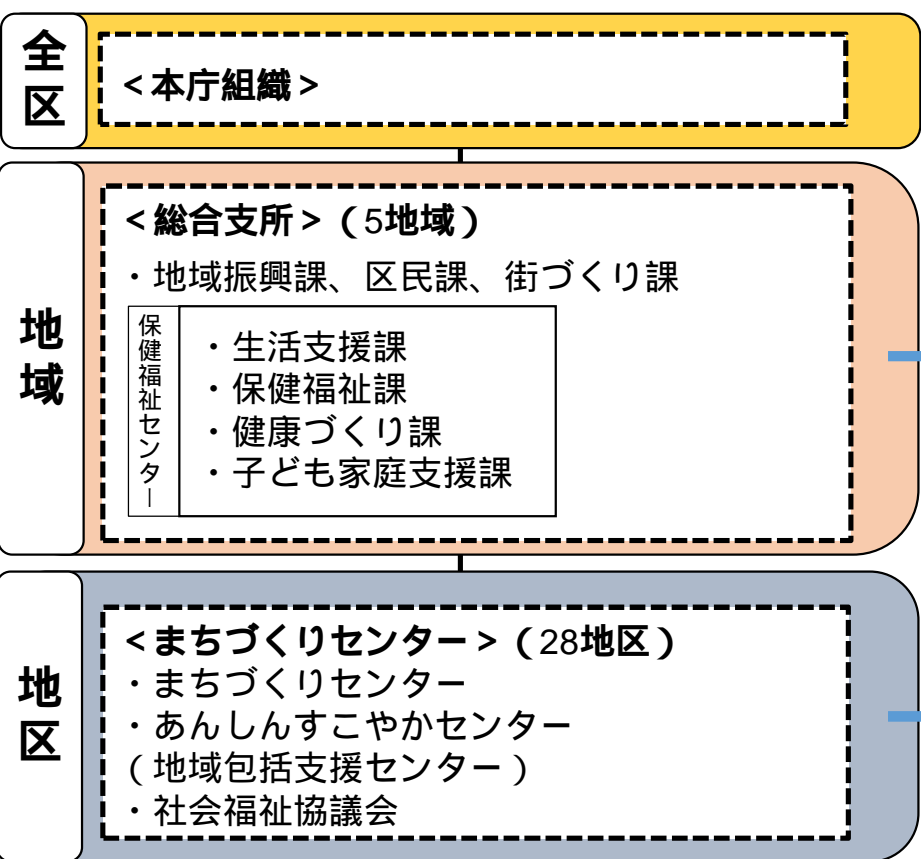
保健医療福祉の全区的な拠点運営

寄附文化の醸成、基金の活用

課題抽出の仕組み

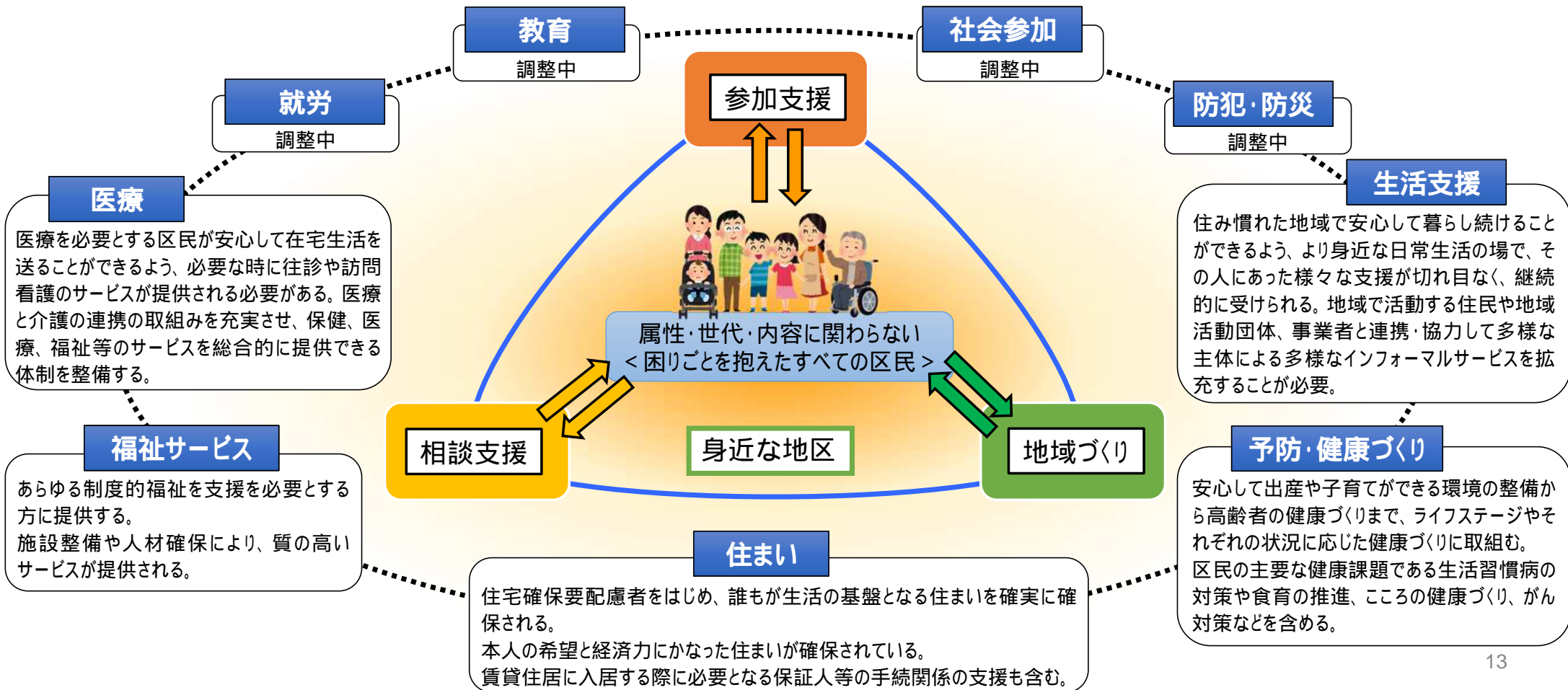
第5節 圏域の考え方

5つの地域に総合支所を置き、福祉、健康、子育て等の施策を行っている（福祉事務所）。
 さらに28の地区に細分化し、区民にもっとも身近な行政運営の拠点として「まちづくりセンター」を各地区に設置。



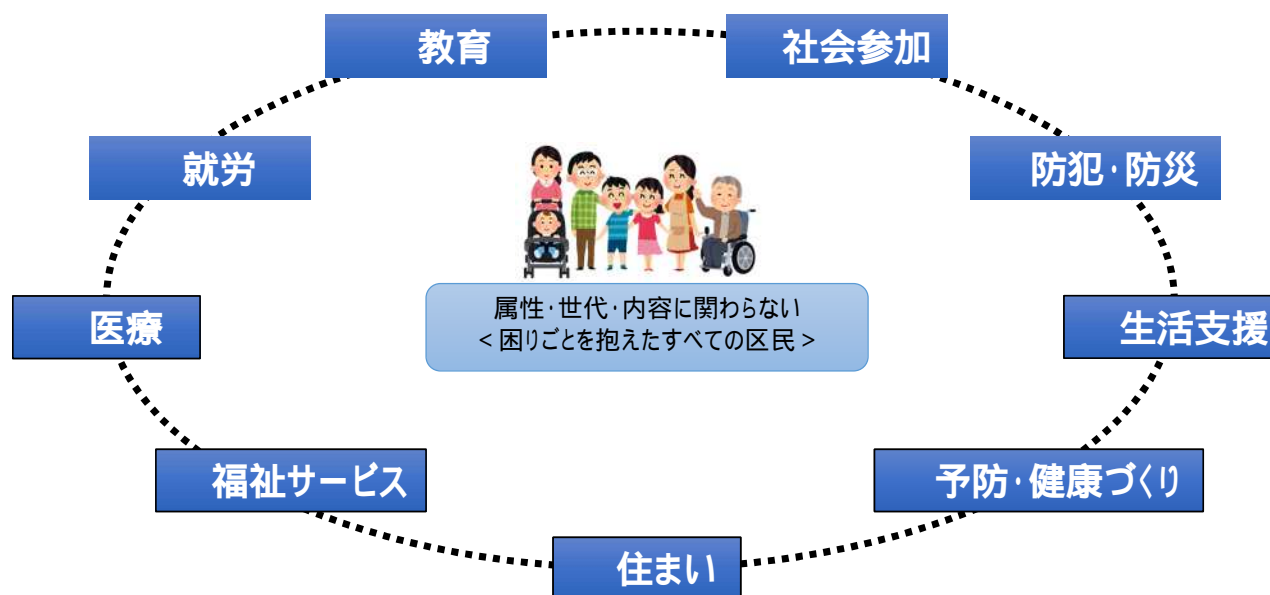
第1節 包括的な支援体制を地区で構築する

区の目指す「包括的な支援体制」



(1) 既存の地域包括ケアシステムを強化する

区の地域包括ケアシステムの既存の5つの要素（「医療」「福祉サービス」「住まい」「予防・健康づくり」「生活支援」）をさらに充実させるとともに、区民のライフステージに大きく関わる「就労」と「教育」、区民が安心して住み続けていくために必要不可欠である「防犯・防災」、そして区民一人ひとりが自身のライフステージやライフスタイル、地域や福祉の関心に応じて具体的な活動に参加・参画する「社会参加」を新たに加え、各分野別計画において取組みを展開していくとともに、分野横断的な取組みを強化する。



医療

- 住み慣れた自宅で医療や介護を受けながら、本人が希望する生活が続けられるよう、質の高い在宅療養体制をつくる。

福祉サービス

- 支援を必要とする人に基本的な福祉サービスが確実に届いている。

予防・健康づくり

- 生涯を通じた健康づくりを行い、誰もがいつまでも元気で生活できる。

住まい

- 多様なニーズに応えられる、多様な住まいが確保されている。
- 住宅確保要配慮者が住まいを確保でき、安心して住み続けられる仕組みが出来ている。

生活支援

- すべての区民が多様性を尊重し、「支え手」「受け手」という関係を超えて、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることができる地域をつくる。
- 地域住民、地域住民活動団体やボランティア等から積極的に情報を収集し、地域に潜在している支援を必要とする方を早期発見し、地域の社会資源につなげ、地域住民がつながり、支え合い、気にかけて関係性を構築。
- 元気な高齢やや子育て世代などあらゆる世代に参加を促すことに加え、当事者も支え手として参加することで、支え手、受け手の関係を超えた生活支援体制を構築する。
- 住民のニーズや地区サポーターの活動予定等をICTを滑油することにより速やかにマッチングすることで、必要な時に利用できる環境を整える。

就労

調整中

教育

調整中

社会参加

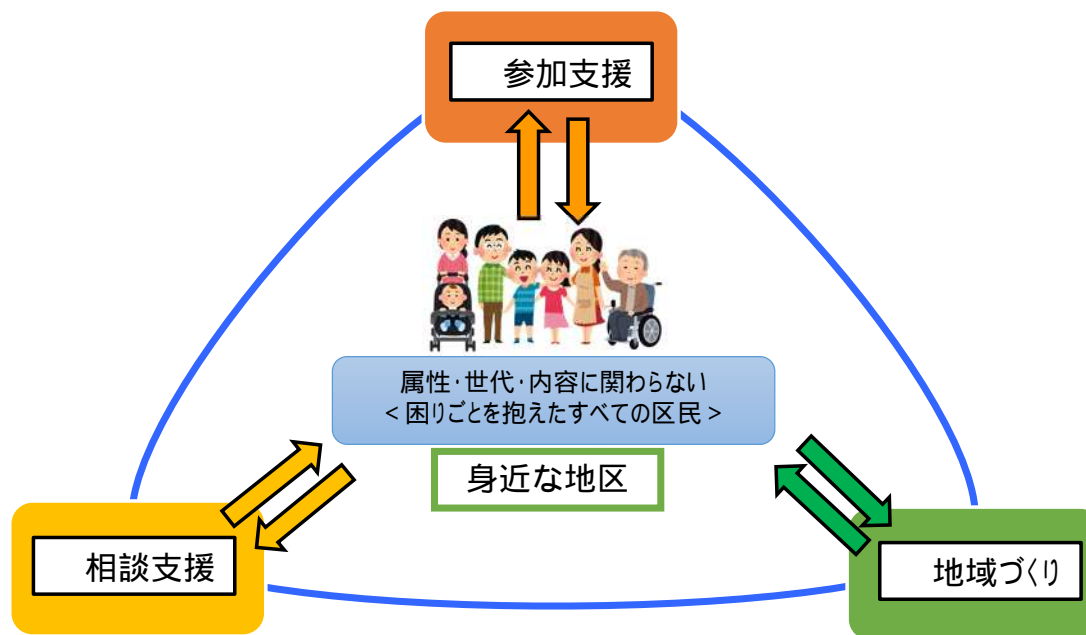
調整中

防犯・防災

調整中

(2) 複雑化・複合化した課題にも対応できる仕組みづくり

区では、対象を限らないすべての困りごとの相談窓口として「福祉の相談窓口」を全地区に展開し、状況に応じた支援や関係機関へのつなぎを実施してきたが、複雑化・複合化した課題を抱えた方や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方への対応に課題が残っている。「地域包括ケアの地区展開」の取組みを活かしつつ、「相談支援」、「地域づくり」に新たに「参加支援」の機能を持たせ、身近な地区での複雑化・複合化した課題へ対応できる仕組みづくりを推進する。



相談支援

複雑化・複合化した課題を抱えた方や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方に対しては、つなぎ先が無いことによる抱え込みや、支援が必要にも関わらず支援が届いていないことで、より支援が困難なケースに陥るといったことが課題となっている。そのような方にも必要な支援を届けるために、総合支所保健福祉センターを中心とした縦割りを超えたチームでの支援、支援が届いていない人にも支援を届けるためのアウトリーチ強化、ICT技術を活用した福祉の相談窓口の強化を推進する。

地域づくり

複雑化・複合化した課題を抱えた方や制度の狭間のニーズを抱えた方を社会へつなぎ、伴走支援を実践するためには、多様な場・居場所づくりや、人と人、人と資源をつなぎ、顔の見える関係性や気にかけて関係性を地域で生みだすことが重要である。また、福祉的な活動だけではなく、楽しそう、面白そうといった興味・関心から地域におけるつながりが生まれる場や取組みにも着目し、環境整備をおこなうとともに、多様な主体が出会い、つながりの中から更なる展開を生む機会となるプラットフォームを形成することで、ワクワクする地域づくりをおこなっていく。

参加支援

複雑化・複合化した課題を抱えた方や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方が、地域や社会と関わり方を選択し自らの役割を見出すために多様な接点を確保する必要がある。各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応し、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援をおこなう。

各分野・施策との連携

調整中

第3節 誰一人取り残さない世田谷をつくるための基盤整備

3月27日開催の第4回研究会資料抜粋を別紙として添付。

（1）権利擁護の推進（成年後見制度）

- 制度利用が必要な場合でも自ら助けを求めることが難しい方に対し、必要な支援につなげていく。
- 費用を負担することが難しい方でも制度が利用し易いようにする。
- 地域連携ネットワークを強化し、課題が複合化した困難ケースに対しても、権利擁護支援チームによる支援や意思決定支援が適切に行われる。
- 課題が複合化した困難ケースに対応できるよう、専門職による相談機能を充実させる。
- 専門職の受任ケースを区民後見人がスムーズに引き継ぎ、より幅広い受任ルートを確保し、区民後見人の活躍の機会を増やす。
- 法人後見の新たな担い手の育成を行い、法人後見の受け皿となる団体を確保する。

（1）権利擁護の推進（虐待・DV防止）

- 虐待の防止、早期発見・早期対応
- 多角的な視点を持った対応
- 虐待の要素を軽減する地域づくり

第3節 誰もが安心して暮らしていくための基盤をつくる

（2）福祉人材の確保・育成・定着

- 福祉サービスに必要な専門人材が確保され、質の高いサービスが提供されている。
- 専門性や資格を必要としない業務を担当する人材が増える等、専門人材が専門性の高い業務に専念できる環境が整備されている。（タスク・シフト/シェアの推進、ロボット・AI・ICT等の活用）
- 地域における担い手が確保されている。
- 研修体系の整備、資格取得支援など福祉人材育成の体制が整備されている。
- 働きやすく、働き続けられる職場づくりが行われてる。
- 高齢者、障害者、外国人など多様な人材が活躍している

（3）保健福祉サービスの質の向上

- 保健福祉サービス事業者が自らサービスの質の向上に取り組んでいる。
- 保健福祉サービス事業者が提供するサービスの質の水準が確保されている。
- 区民等の苦情・相談を受け止め、改善につなげる仕組みが機能している。
- 困難事例を抱える支援者を支援する仕組みが機能している。

第3節 誰もが安心して暮らしていくための基盤をつくる

（4）保健医療福祉の全区的な拠点運営

- 専門機能が集積する利点を生かした先駆的な取組みを展開していくことにより、今後の福祉サービス等をリードしていく。
- 災害時における医療の拠点として、区内の医療体制や区民のこころと体の健康を支える。
- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるための支援体制の構築と気軽に参加できる場づくりを実現する。

（5）寄附文化の醸成、基金の活用

- 区民が寄附を身近なこととして捉えられるよう、寄附に関するPRが効果的に行われている
- 寄附しやすい環境が整備されている
- 社会福祉法人やNPOへの寄附を案内する仕組みがある

第3節 誰もが安心して暮らしていくための基盤をつくる

（6）課題抽出の仕組み

- 各分野において、個別ケース検討の積み重ねから地域課題を抽出し、政策形成につながる仕組みがある
- 分野横断的な課題を検討する仕組みがある

第1節 計画の進行管理等

調整中

第4回 地域保健医療福祉総合計画研究会

誰一人取り残さない世田谷をつくるための基盤整備

権利擁護の推進

福祉人材の確保・育成・定着

保健福祉サービスの質の向上

保健医療福祉の全区的な拠点運営

寄附文化の醸成、基金の活用

課題抽出の仕組み

令和5年3月27日

保健福祉政策部保健福祉政策課

判断能力が不十分な方も等しく個人としての尊厳が重んじられ、自発的意思が尊重され、自分らしい生活の継続と地域社会への参加ができる地域づくりをめざす。

めざす姿

現状及び課題

制度利用が必要な場合でも自ら助けを求めることが難しい方に対し、必要な支援につなげていく。

- あんしんすこやかセンターやケアマネジャーなどの支援者（ 1 ）向けの研修を実施し、スキルアップを図り、早期発見・支援につなげている。
- 現在の計画では、福祉関係者への制度周知に力を入れて取り組んできたが、早期発見の網を広げるため、次は医療関係者などへの制度周知の強化が必要である。

費用を負担することが難しい方でも制度が利用し易いようにする。

- 「生活保護受給者」及び「生活保護受給相当者」の報酬助成を実施している。
- 令和5年4月から、新たに申立て費用の助成を開始するとともに、報酬助成の経済的要件を非課税に、対象を成年監督人等まで拡大する。
- 報酬助成の対象が狭く、生活保護基準を少し上回り後見人等が報酬を受け取ることができない事案が発生しており、対象要件を見直す必要がある。また、申立てにおける費用や手続きの煩雑さから成年後見制度が利用しにくいと考えられる。

地域連携ネットワークを強化し、課題が複合化した困難ケースに対しても、権利擁護支援チームによる支援や意思決定支援が適切に行われる。

- 令和3年12月に世田谷区成年後見制度地域連携ネットワーク会議を立ち上げ、年2回、関係機関の取組みに係る情報交換や共有、事例検討、地域課題の検討に取り組んでいる。ネットワークの強化に向け「後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築」に取り組むこととした。
- ネットワーク会議はメンバー数も多く、具体的な検討が難しいことから、別途作業部会などを設置し、部会毎にテーマに合わせた委員で開催することを考えていく必要がある。また、利用者が適切に意思決定支援を受けられるよう、支援者に対して意思決定支援の理解を浸透させていく必要がある。

めざす姿

現状及び課題

課題が複合化した困難ケースに対応できるよう、専門職による相談機能を充実させる。

- 事例検討委員会（ 2 ）では、弁護士、司法書士、社会福祉士と連携し、家庭裁判所へ申立てる際の、後見人等候補者の検討及びマッチングを行っている。
- 事例検討委員会では、受任した事例に関する相談・助言機能を含んでいるが、活用する機会が少ない。

専門職の受任ケースを区民後見人がスムーズに引き継ぎ、より幅広い受任ルートを確認し、区民後見人の活躍の機会を増やす。

- 区民後見人も増やす必要があるが、養成講座等で丁寧に質を高める必要もあるため、急激に増加させることは難しい。
- 世田谷区社会福祉協議会が法人として受任している案件で、課題がある程度落ち着いたものは、区民後見人に引き継いでいる。
- 近年は困難ケースが多く、区民後見人が受任する機会が少なくなっている。法人受任ケース以外にも、専門職が受任しているケースからの引継ぎに関する仕組みの整備が必要である。

法人後見の新たな担い手の育成を行い、法人後見の受け皿となる団体を確保する。

- 世田谷区社会福祉協議会において法人後見を受任しているが、対応できる件数の上限に近づきつつある。
- 比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や困難事例など制度利用の増加が見込まれる中、新たな法人後見の担い手確保が必要である。
- 新たな法人後見の担い手の確保にあたっては、基準を明確化することが必要。利益相反の危険性もあり、配慮しながら検討をする必要がある。

めざす姿

現状及び課題

虐待の防止、早期発見・早期対応

- 虐待通報件数や通告件数は増加傾向にある。
- 特に施設や保育園等の施設職員による虐待件数は増加している。法人、施設毎、施設長と職員など、様々な間の人権に関する認識の差や、施設長の経験不足等が要因となり、虐待に至るケースが散見している。区として様々なフォローアップや研修を実施し、人権意識を高める必要がある。
- 各分野での虐待防止対策、啓発、相談体制の充実をとともに、虐待傾向にある世帯に対しては、家族会などのピアサポートを紹介する等の取組みを実施している。相談対応が長期化するケースが増加しており、継続した対応が必要になっている。
- 養護者自身の課題、家庭環境、社会的環境などが複雑に絡み合うような困難ケースに対して支援を行う場合、世帯の支援ニーズではなく年齢や分野の条件が優先されるため、対応に苦慮している。
- 区民に対しては虐待に関する正しい理解を促進し、早期発見、早期通報につなげられるよう、啓発等の取組みを進めている。

多角的な視点を持った対応

- 虐待を行ってしまった人に対しては、虐待者の立場による支援プログラムのみではなく、世帯の背景や家族の成り立ち、個人の生育歴にも着目し、全体を捉えてアセスメントを行い、家族に寄り添った支援を実施する必要がある。
- 施設虐待に対する報道の過熱等により、施設職員が対応を萎縮してしまうこともある。虐待が発生してしまった場合には、早期対応とともに、養護者や職員に対するストレス緩和など、支援者支援も実施していく。

めざす姿

現状及び課題

虐待の要素を軽減する地域づくり

- 高齢者虐待の要因は「養護者（介護者）の知識不足や、「介護疲れ、介護ストレス」、「障害疑い・疾病疑い」、「他者との関係のとりづらさ・資源へのつながりづらさ」などが多く挙げられている。¹
- 障害者虐待は、虐待者側の要因として「虐待と認識していない」、「虐待者の知識や情報の不足」、被虐待者側の要因として「介護度や支援度の高さ」、「被虐待者の行動障害」、家庭環境の要因としては「家庭における人間関係」、「経済的困窮」などの要素が挙げられる。²
- 児童虐待は、望まぬ妊娠、保護者の性格や精神疾患等の精神的に不安定な状況にあるなどの保護者側のリスク要因、養育者にとって何等かの育てにくさを持っているなど子ども側のリスク要因、そして家庭の経済的困窮と社会的な孤立などの養育環境のリスク要因が挙げられている。³
- これらの虐待の要素を軽減するためには、養護者や介護者が地域等とつながることができ、発する小さなサインを見逃さず、受け止め、困りごとに寄り添い、支援が必要な際には早期につながることができるような地域をつくる必要がある。
- 学識経験者、医師、弁護士、警察、民生委員などで構成する高齢者虐待対策地域連絡会や自立支援協議会虐待防止・差別解消・権利擁護部会、要保護児童支援協議会、世田谷区DV防止ネットワーク代表者会議などをおして支援の課題や事例を検討するとともに、関係機関との連携を確保するための環境整備や区民への啓発等、地域のネットワークを構築している。

1...世田谷区【事業者・職員向け】高齢者虐待対応の手引き 第14版（令和4年10月）

2...厚生労働省「平成30年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書（令和元年12月）より

3...厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」（平成25年8月改正版）より

めざす姿

福祉サービスに必要な専門人材が確保され、質の高いサービスが提供されている。

現状および課題

《高齢分野》

- 介護職員等の確保の支援を行っている（宿舎借り上げ支援など）。
- 介護職員は“他職種に比べ賃金が安く大変である”とのイメージが強く、魅力的な仕事として捉えられない。また、介護する側の年齢層も高く、若い世代の担い手が慢性的に不足している。

《障害分野》

- 障害福祉に携わる地域人材の確保に向けた取組として、失語症者向け意思疎通支援者養成講座（令和5年度～）手話講習会（手話通訳者養成）を実施
- 障害者（児）実態調査の中でも、障壁として挙げられる内容は、報酬単価や不規則勤務、福利厚生などであり、従業員の処遇改善が大きな課題となっている。
- 障害理解もなかなか進まない中で、障害者支援への興味・関心もひろがっていないことも障壁の一因と考える。

《児童分野》

- 就職相談会、地方個別相談会（オンライン）、保育人材情報ポータルサイトの運営、人材確保に関する専門的助言事業
- 採用活動が計画通りに進まないことや離職する職員が多い。
- 児童虐待相談対応件数（全国）が令和3年度に20万件を超え、社会的養護の重要性がより一層増す中、児童養護施設等で働く人材の確保及び専門人材の育成が重要な課題である。

めざす姿

現状および課題

専門性や資格を必要としない業務を担当する人材が増える等、専門人材が専門性の高い業務に専念できる環境が整備されている。(タスク・シフト/シェアの推進、ロボット・AI・ICT等の活用)

《高齢分野》

- 働きやすい職場環境を整備することにより施設介護員の定着を促進することを目的とし、施設系介護事業所に対し、デジタル環境整備に係る機器等の導入に係る経費を助成する(デジタル環境整備促進事業)。

(1) 民生委員・児童委員の確保

- 民生委員活動を広く周知し、地域福祉活動に関心をもってもらい、将来的な担い手の確保を図った。
- 民生委員の活動は、地域住民の身近な相談相手となり、行政との橋渡し役ということを正しく知ってもらうことが必要である。

(2) 保護司など民間ボランティア

- 保護司や協力雇用主をはじめとする民間ボランティアが減少傾向にあるため、地域の核となる人材の発掘や育成などに取り組む必要がある。

(3) 元気高齢者等の担い手の確保

- 地区活動入門講座を実施し、活動の窓口や研修を紹介した。
- 今後、単発の個別支援としてのマッチングから継続的な地域づくり活動へのマッチングへと地区サポーターの活動領域を広げ、主体的に活動する者の育成を図る必要がある。

(4) サービスを受ける側から担い手としての参加(高齢者・障害者)

- 地区活動入門講座を実施し、活動の窓口や研修を紹介した。
- 担い手に至るまでに多くの時間を要することや、その後の活動への定着が難しく課題である。

地域における担い手が確保されている。

めざす姿

現状および課題

研修体系の整備、資格取得支援など福祉人材育成の体制が整備されている。

《高齢分野》

- 各種研修への参加費用及びその間の代替職員の費用等について補助している。

《障害分野》

- 障害特性に配慮した人材育成の取組、研修費用補助、相談支援アドバイザー制度を実施している。

《児童分野》

- 保育の質向上のための様々な研修を実施している。園長経験が少ない施設が多く、リーダー層の育成が課題である。
- 不規則勤務等、研修に全職員が参加できない、指導できる職員が少ない・いない、職員の経験・スキルの差が大きく、画一的な研修ができない等が各分野共通の課題となっている。
- 児童養護施設職員向け研修（東京都事業）（区は負担金）

働きやすく、働き続けられる職場づくりが行われている。

《福祉人材育成・研修センター》

- 福祉のしごとに悩みを抱えている方からの相談を対面やメールで受け付け、安心して仕事を続けられるよう支援している。
「令和4年度厚生労働白書」より
- 前職の仕事を辞めた理由（介護関係職種）（複数回答）
1位 職場の人間関係に問題があったため（23.9%）
2位 結婚・出産・妊娠・育児のため（19.9%）
- 保育士として就業した者が退職した理由（複数回答）
1位 職場の人間関係（33.5%） 2位 給料が安い（29.2%）

めざす姿

高齢者、障害者、外国人など多様な人材が活躍している

現状および課題

『令和元年度 世田谷区福祉事業所実態調査報告書』より

外国人労働者の状況

- 高齢・障害・保育分野全体では、外国人労働者雇用率は5.2%となっている。（高齢 6.2% 障害 2.1% 保育 6.2%）
- 高齢者の事業所で、外国人労働者を雇用しているのは、6.2%と低いですが、その中で介護老人福祉施設は53.8%、小規模多機能型居宅介護33.3%と施設系の雇用が進んでいる。

外国人労働者の雇用の取組み状況

- 高齢・障害・保育分野全体では、「特に取り組んでいない」が48.8%となっており、次いで「事業所職員への外国人労働者の理解促進」が30.2%、「日本語教育の実施」が27.9%となっている。

外国人労働者の雇用の考え方

- 高齢者分野では、居宅介護支援、訪問看護は雇用検討が10%程度に留まる。
- 障害者分野では、居宅介護・重度訪問介護で雇用検討が30%程度、相談支援事業所は10%程度に留まる。
- 保育分野では、私立保育園で雇用検討が20%程度となっている。

めざす姿	現状および課題
<p>保健福祉サービス事業者が自らサービスの質の向上に取り組んでいる</p>	<p>事業者はサービスの質の向上のために、専門的かつ客観的な立場の外部の評価機関による評価（第三者評価）を受け、評価に基づきサービスの見直しに取り組んでいる。高齢・障害分野における居宅系サービスや認可外保育施設など、受審率の低いサービスもあるため、それらの受審率を上げていく必要がある。</p>
<p>保健福祉サービス事業者が提供するサービスの質の水準が確保されている</p>	<p>保健福祉サービス事業者が提供するサービスの質の水準を確保するために、区では、介護保険、障害福祉、児童福祉等、各分野の法令に基づく指導検査を担当を明確にし計画的に実施しているが、指導権限拡大に伴う対象事業所数の増加等もあり、より一層、指導検査を始めとする指導の機会を確保する必要がある。</p>
<p>区民等の苦情・相談を受け止め、改善につなげる仕組みが機能している</p>	<p>苦情申立てについて、外部委員で構成される保健福祉サービス苦情審査会が中立公正な立場で審査し、区長へ意見を述べ、区長は審査会の意見を尊重してサービス等の改善に努めている。事業者のサービスの質の向上につながる仕組みであるとともに、区民のためのセーフティネットの仕組みでもあることから、より一層、制度を周知していく必要がある。</p>
<p>困難事例を抱える支援者を支援する仕組みが機能している</p>	<p>専門家で構成される保健福祉サービス向上委員会において、8050世帯へのアウトリーチ手法など、現場が困難に感じている事例を検討し、現場へ還元している。今後、より効果的な支援を実施していくためには、支援ニーズの高い困難事例を的確に把握する工夫が必要である。</p>

めざす姿

現状および課題

専門機能が集積する利点を生かした先駆的な取組みを展開していくことにより、今後の福祉サービス等をリードしていく。

拠点内外との連携による取組の推進
 ・福祉用具展示相談会と介護・障害福祉のよろず相談の合同開催をはじめとした拠点内施設間の連携による取組みを推進したほか、福祉団体や障害者施設等と連携した失語症サロンや販売会の実施等、拠点内外との連携事業を展開した。
 ・地域包括ケアシステムをはじめとした拠点内外との連携を一層強化しながら、地域・地区における福祉サービス等のバックアップの役割を果たしていく必要がある。

災害時における医療の拠点として、区内の医療体制や区民のこころと体の健康を支える。

新型コロナウイルス感染症への対応
 ・世田谷区医師会をはじめとした拠点内施設等と連携・協力して、新型コロナワクチン接種やPCR検査等新型コロナウイルス感染症への取組みを推進した。
 ・医療救護本部をはじめとした災害時における拠点機能を最大限に発揮できるよう、平時より災害時を見据えた事業展開を進めながら、各地域・地区の関係機関との連携体制を構築していく必要がある。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるための支援体制の構築と気軽に参加できる場づくりを実現する。

多様な交流の創出
 ・ふれあいカフェうめとぴあの運営をはじめ、カフェでの各種イベント、認知症当事者やその支援者等が参加するRUN伴（ランとも）せたがや等、多様な立場や世代の人々との交流の場を創出した。
 ・誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、障害や疾病の有無、世代や立場を超えて誰もが気軽に参加できる分野横断的な取組みを一層拡充していく必要がある。

めざす姿	現状および課題
<p>区民が寄附を身近なこととして捉えられるよう、寄附に関するPRが効果的に行われている</p>	<p>区では、寄附を案内するパンフレットや活用事例を紹介するリーフレット、基金を活用した事業の実施報告書等を作成し、寄附に関するPRを行っている。情報発信には、区のおしらせへの掲載、まちセン等窓口への配架、広報板への掲示、区ホームページやツイッターなど、複数の媒体を利用している。また、基金を活用した助成事業では、施設・事業者に対し、寄附によるものであることを必ず周知してもらうよう依頼している。</p> <p>寄附金がどのように活用されているのか、よりわかりやすく区民へ発信していく必要がある。また、興味や関心は持っているが具体的な活動や行動に至っていない潜在層の方たちに対するPRにも力を入れていく必要がある。将来の財産の使途の1つの選択肢として、遺贈に関する情報提供をしていくことも必要である。</p>
<p>寄附しやすい環境が整備されている</p>	<p>区への寄附は、寄付金の使い道から寄付先を選択できるようになっており、寄附しやすいように多様な申込方法・支払方法を用意している。</p> <p>今後、より共感を得られる寄付金の使い道があれば新設していくとともに、既存の使い道についても見直しを行っていくことが必要である。また、より区民にわかりやすくなるよう、寄附の使い道による手続方法の違いをなくしていくことは必要であり、DXの推進等により新たな寄附方法が出てきた場合には柔軟に取り入れていくことも必要である。</p>
<p>社会福祉法人やNPOへの寄附を案内する仕組みがある</p>	<p>具体的な使途を決めていないが寄附をしたいと相談があった時に、社会福祉法人やNPOへの寄附を案内する仕組みがないため、社会福祉法人やNPOへの寄附を案内する仕組みを構築する必要がある。</p>

めざす姿

現状および課題

各分野において、個別ケース検討の積み重ねから地域課題を抽出し、政策形成につながる仕組みがある

高齢分野の地域ケア会議、障害分野の自立支援協議会、子ども分野の要保護児童支援協議会など、どの分野においても、個別ケース検討から課題が抽出され、政策形成につながる仕組みが整備されている。

分野横断的な課題を検討する仕組みがある

高齢分野の全区版地域ケア会議では、分野横断的な課題についても検討しているが、高齢者の関わる課題に限られている。障害分野の自立支援協議会と子ども分野の要保護児童支援協議会は、他分野を含めた課題解決までの広がりはない。
障害及び子ども分野においても、他分野を含めた課題の検討につながる仕組みを構築する必要がある。

第4回研究会におけるご意見

「誰一人とり残さない世田谷をつくるための基盤整備」に関するご意見（R5年3月27日研究会）

「権利擁護の推進」に関するご意見

- 権利擁護により実現すべきことは、自分らしい生き方や人生を主体的に歩んでいけることである。
- 権利を大きく分けると、一つに人間の自律（自由権）の保障があり、成年後見制度で想定しているものは、そういった意思決定の支援やそのための情報提供を図っていくことになると思う。
- もう一つ、昔から社会福祉が取り組んできた生存権（社会権）の保障がある。これは虐待問題等に関連すると思うが、それ以外にも貧困、暴力、差別、孤立等、生存を脅かす課題がある。もっと幅広く取り上げるならば、いろいろなものが含まれ、保護、救済、セーフティーネットの構築と、かなり幅広いものが描かれる。
- 基本的な権利について区民や専門職がしっかり理解していくことが基盤になるとすると、権利擁護の基盤は、基本的な権利について知ったり、学習すること、これは支援者のみならず、子どもや障害者、女性など全てに言える。
- 成年後見制度に関して、利用促進計画第2期が去年からスタートし、国は次の段階に入っているように思う。今法務省では、民法の改正等も含め、新しい方向に進む中で、成年後見制度の利用促進ではなく、権利擁護支援と言っており、そうすると地域のネットワークが大事になってくる。既存の世田谷のネットワークにそれぞれの困難事例や世帯ぐるみの支援も含め、改めて、ネットワークの構築の検討が必要である。区民後見人の支援が少なくなっているが、ネットワークの中で区民後見人の役割として、どう地域へつながり、根差していくかがとても必要になってくると思う。

「誰一人とり残さない世田谷をつくるための基盤整備」に関するご意見（R5年3月27日研究会）

「権利擁護の推進」に関するご意見

- 国の地域共生社会でも、権利侵害からの回復と意思決定支援の2つの方向性が出ているが、障害にしる、子どもにしる、権利侵害を受けた人たちがその意識がないところが課題で、そこには、外部からの目や市民の目がどう権利擁護のところに入り込めるかが大事になると思っている。今の世田谷の児相に関わっているが、子どもの権利擁護のところでは、苦情解決の第三者委員だけでなく、権利擁護のアドボケーターという市民や外部の目をしっかり入れることがかなり検討されている。当たり前前の市民感覚がどういうふうにそれぞれの権利擁護に入っていけるかがとても大事だと思う。
- 権利の問題は分野を限らないため、横割りで地域のネットワークの構築をどうつなげるか一步踏み込む必要がある。28地区がベースになると思うので、既存の協議体等があると思うが、子どもや障害者の権利の問題等、様々な権利の問題を話し合う場をつくらなければいけない。その際、既存のネットワークを活用、あるいは再編し、学習活動ができることが必要である。
- 多様な権利擁護に関わる区民、市民、アドボケーターも含め、そういう目を増やしていくことも必要だと思う。
- 具体的な話として、多文化共生のところで、労働力として来ている外国籍の妊産婦や子育て、教育の問題は、世田谷でもあると思うので、地域生活課題としてきちんと取り上げ、政策を打つことが必要だと思う。

「誰一人とり残さない世田谷をつくるための基盤整備」に関するご意見（R5年3月27日研究会）

「権利擁護の推進」に関するご意見

- 施設職員による虐待がなぜ起こるかというところが重要だと思う。世田谷区内の法人で、職員採用の段階で性格診断テストを行い、不採用にするところもあると聞いたが、今の職員の状況を見たり、他の施設の職員との人事交流や区の新人職員の受入れ等、外部の目を入れることを明示していけるといいと思う。
- 事業所の第三者評価の受審の干渉、利用者の苦情を受け止める体制整備、苦情への対応のケース研究も含め、区内の事業所の職員が学び合うようなサポートもしていく必要があると思う。
- 権利擁護の推進の内容自体は結構だと思う。内容面の話ではなく、総合計画の構成の話に絡むが、この研究会で、まず最初に課題を整理し、基本方針が出て、地域福祉の推進の6つの視点を挙げ、今後の施策の方向で1つ目が「包括的な支援体制を地区で構築する」、2つ目が「既存の地域包括ケアシステムを強化する」ときて、3つ目で今回の基盤整備となっているが、この基盤整備の立てつけで、最初に権利擁護の推進が来るロジックが分からない。例えば事業所の在り方に絡むとなると保健福祉サービスの質の向上につながり、みんなで第三者的な目でチェックしていこうとなると地域福祉の在り方そのものにもつながる感じもするので、何か工夫が必要じゃないかと思う。
- 基盤整備の最初になぜ権利擁護の推進が出てくるか、一般区民としては分かりにくい。総合計画といいながら、中身としては、高齢はこれ、子どもはこれ、障害はこれと、縦割りで記述されているところもある。基盤整備のくくり方自体の問題と中身の構成の仕方がまずいと思う。例えば、唐突に寄附文化の醸成が出てくるが、区民の役割を書いた上で自己決定をし、自己決定支援で、権利擁護的なところも入ってくるとか、区民と事業者と協働していく、あるいは行政と協働していく等、区民への参加要請みたいなものがあり、そこで寄附文化の醸成が出てくるのではないかと思う。基盤整備という柱を立てているんなものを入れたというような感じで、あまりできがよくないと思った。

「誰一人とり残さない世田谷をつくるための基盤整備」に関するご意見（R5年3月27日研究会）

「権利擁護の推進」に関するご意見

- 権利擁護により実現すべきことは、自分らしい生き方や人生を主体的に歩んでいけることである。
- 権利を大きく分けると、一つに人間の自律（自由権）の保障があり、成年後見制度で想定しているものは、そういった意思決定の支援やそのための情報提供を図っていくことになると思う。
- もう一つ、昔から社会福祉が取り組んできた生存権（社会権）の保障がある。これは虐待問題等に関連すると思うが、それ以外にも貧困、暴力、差別、孤立等、生存を脅かす課題がある。もっと幅広く取り上げるならば、いろいろなものが含まれ、保護、救済、セーフティーネットの構築と、かなり幅広いものが描かれる。
- 基本的な権利について区民や専門職がしっかり理解していくことが基盤になるとすると、権利擁護の基盤は、基本的な権利について知ったり、学習すること、これは支援者のみならず、子どもや障害者、女性など全てに言える。

「誰一人とり残さない世田谷をつくるための基盤整備」に関するご意見（R5年3月27日研究会）

「福祉人材の確保・育成・定着」に関するご意見

- 奨学金制度の導入などを盛り込み、将来、世田谷で働いてほしい高校生、大学生を応援したり、あるいは世田谷で就職した学生に奨学金返済の一部を補助するなどのサポートがあるといいと思う。
- 外国人技能実習生等に関して、スマホなどでできる多言語での回答が可能な実態把握調査や相談支援のようなシステムを入れていくことで、より多くの方々の声が区政に反映できるのではないかと思う。
- 福祉人材育成・研修センターで行っている小学生の夏休み福祉体験や介護の魅力向上のための取組等の事業を、本庁としてもきちんと見直し、理解して内容を書くべきではないか。
- 福祉人材育成・研修センターの調査した外国人の就業状況について、最新の調査では、28ある特別養護老人ホームのうち21の特別養護老人ホームには外国人従事者が入っていて、前年度と比べ今年度は三、四割増えている状況で、古いデータに基づいて計画が書かれているような気がする。
- 福祉人材育成・研修センターは、各部で介護人材の確保のための協議会をつくり、議論しているはずである。そういった全庁的な取組が総合計画の中に入っていないように思う。ハローワーク等とも協議しているはずで、そういうことを踏まえて福祉人材の確保・育成・定着について書かないと、遅れている気がして、センターと本庁の意思疎通ができていないのではと思った。

「誰一人とり残さない世田谷をつくるための基盤整備」に関するご意見（R5年3月27日研究会）

「福祉人材の確保・育成・定着」に関するご意見

- 福祉人材育成・研修センター創設の際、地域共生社会の方向、包括的支援体制をつくることが見えており、そういう人材を育成することが課題で挙げられていた。いま一つそこが進んでいないところがあり、特に相談支援等の職員間の相互理解を深めていくことが必要で、そういう人材を育成することを入れてもらえるといいと思う。
- 人材育成・研修センターはセンター・オブ・センターで、多様な活動に自ら取り組むだけでなく、広く活性化するような役割もあり、そのことも入れていただけるといいと思う。
- OJTが大事だと思う。現場の中でどれだけ質の高い支援ができる職員を養成していけるか、そのためには、アドバイザー的な方を派遣して、困難ケースや複合的なケースに現場でどう支援していくか力をつけていくところが大事になってくると思う。
- 地域住民の参加に関わる部分で、担い手が足りない原因として、過重な役割期待がある。専門職の不足と通底するテーマかもしれないが、例えば民生委員の活動も、ボランティアの域を超えた責任や活動量を担わされている。地域共生社会の御旗の下に地域への参加が強制されているような恐怖感を住民がすごく感じている。私どもの学生でも、ボランティア活動をしたくても程々なボランティア活動がなく、一旦足を踏み込んだらどんどん奈落の底へ吸い込まれていく恐怖感を持っているところがあり、善意の搾取ではなく、まきをくべるような逆の発想の住民参加支援が必要ではないかと思う。

「誰一人とり残さない世田谷をつくるための基盤整備」に関するご意見（R5年3月27日研究会）

「福祉人材の確保・育成・定着」に関するご意見

- 項目が福祉人材の確保となっていて、専門職であれば人材と言ってもいいと思うが、地域社会の中の様々な担い手の方を人材と表現するのは違和感がある。
- 基盤づくりとしての福祉人材では、研修や学びの機会を幅広く行い、どういう変化を導き出していくかという幅広い視点が必要だと思う。
- 専門職やNPOに対する研修の機会は、方向性としては支援の質の向上。人材センターでは、分野や専門性を超えた横のつながりのある研修の中から日常的な連携をつくり出すという新しい研修の仕方も生まれてくると思う。
- 子どもや若者等、具体的なターゲットを決め、学びの場を広げていくことも必要だと思う。以前、若者のフォーラムが世田谷であったが、若者の活躍する町にしてほしい、新しく仕事を起こす若者を応援してくれる世田谷になってほしいという意見が若者からあった。そういった若者の活躍するまちづくりの創出や、教育現場で子どもの権利学習を行い、子どもの権利の具体化につなげていくといいと思う。
- 地域住民や区民に対し、子どもや障害者に対する権利についての学びや、寄附文化の醸成を図るための学びや研修の機会、さらには地域で主体的な役割を担う民生児童委員、里親等をさらに発掘する重要な役割を担う準専門職のような地域の担い手をどうサポートしていくのか、学びの機会をつくり出していくのか、広く考えていくといいと思った。

「誰一人とり残さない世田谷をつくるための基盤整備」に関するご意見（R5年3月27日研究会）

「保健福祉サービスの質の向上」に関するご意見

- 世田谷区はサービス改善の取組の仕組みを整えている自治体だと思うが、それが共有されている領域とそうでない領域があったので、苦情解決とサービス向上委員会でやっているものを現場にフィードバックし、改善のサイクルにしていくことが必要である。人材育成・研修センターの事業に反映したり、各部門で行っているものを研修で展開するなど、横に動いていくといいと思う。
- 第三者評価等に関して、受審率を上げると書かれているが、どのように上げるのか。受審したことにより、それがサービス利用の拡大になるとか、何かしらのインセンティブを与えるなど、受審率を上げるための方法論はもう少し検討する必要があるのではないかな。
- 我々は「包括的な支援体制を地区で構築する」「既存の地域包括ケアシステムを強化する」とうたっており、それも踏まえた質の向上でなければならないが、抽象的に質の向上と言っており、そもそも質とは何か、どの方向を目指すのかというベクトルが感じられない。例えば、地域で支えていくためには、支えられる人を地域に出していかななくてはいけないので「地域移行」や「就労支援」という方向性、超高齢化により通院できない人は自宅や施設での看取りが増えるので「多職種協働」や「保健・医療・福祉の連携」といった方向性が出てくるはずである。
- 人手が不足し、生産性の向上、効率化、事業所改革といった動きもあり、そうすると、ロボットの導入やICTの活用ということも言われる。そういった効率化と質の確保という問題も考えるべきだと思う。
- これだけたくさんの事業者が増えている中で、質の向上を目指して一生懸命取り組んでいるところと、かなり取り残されてしまったところがある。各事業所間での競争を促すのではなく、互いに気づきを得られるような開かれた関係性をつくり出し、質の向上を図っていくべきだと思う。地域共生社会や世田谷区が目指そうとしているのはそういう方向性ではないかと思うので、そういった視点も盛り込んでいくといいと思う。

「誰一人とり残さない世田谷をつくるための基盤整備」に関するご意見（R5年3月27日研究会）

「保健医療福祉の全区的な拠点運営」に関するご意見

- 全区的なバックアップ機能といった時には、災害の拠点にしてもなんにしても、世田谷区はあまりにも大きいので拠点1個では無理がある。そうすると、バックアップ機能を増やしていく働きかけをするのがうめとぴあの機能なのか、その辺の整理が必要だと思う。人口も事業者も多く、広い世田谷区で拠点が何をすることが書いてあるといいと思った。誰もが安心して暮らしていける地域づくりを考えていくと、障害分野の地域生活拠点のような緊急時の対応をするところはもっと広がっていかなければいけないし、そういうものを広げていく取組と併せて、全区的な拠点の意味づけがあるといいと思った。
- この間の研究会でずっと議論してきたのは、地区・地域・全区の3層構造でやるということ。そうするとここでは、3層構造における全区的なバックアップ体制の機能を論じた方がいいのではないかと。全区レベルには児童相談所、保健所、認知症在宅生活サポートセンター、その他色々なセンターがあると思うが、そういった全区レベルのセンターと地区・地域のバックアップ体制はどうなっていて、その中の一つとして、うめとぴあはこうであると言うべきである。
- 本庁と地区もうまく連動していないし、本庁と全区レベルのセンターも関係が有機的にできておらず、1つのベクトルに向けてみんなでやっているという姿勢が感じられない。「保健医療福祉の全区的な拠点運営」というのは、うめとぴあの運営ではなく、「全区レベルを支援するセンターの在り方」ということで書くべきではないかと思う。

「誰一人とり残さない世田谷をつくるための基盤整備」に関するご意見（R5年3月27日研究会）

「保健医療福祉の全区的な拠点運営」に関するご意見

- 多様な交流の創出としてふれあいカフェを運営したとあるが、拠点として行う場合には、モデル的なものを行ったり、地区の先進的な取り組みをうめとぴあで開催してもらうなど、全区的に学べる機会にしていかないと、拠点として全区的に示していく形にならない。そういう視野を持ってやっていくといいと思った。
- ふれあいというのは身近な地区レベルでやることで、大事なのは活動が継続して発展していくことだと思う。そこに、将来を見据えたベクトルみたいなことが拠点センターとして果たせるかどうか。できれば、そういうふれあいがさらに福祉人材に発展したり、地域の活動により意味のある展開をしていく、そういう方向性を示す役割をセンターには期待したい。

「誰一人とり残さない世田谷をつくるための基盤整備」に関するご意見（R5年3月27日研究会）

「寄附文化の醸成、基金の活用」に関するご意見

- 寄附文化の問題を行政の基金の話だけでは大きな疑問である。民間の様々なボランティアな寄附活動を応援するようなことを区としても環境整備していくなら、ポリシーとして寄附文化につながると思うが、これだけでは寄附文化にならない。もし寄附文化の醸成をうたうならば、例えば子育て支援でリサイクルをするというようなボランティアな動きを支援するような寄附の取組を、世田谷にあるボランティア協会やまちづくりの仕組みを動かしながら行うといったことが必要かと思う。
- ここは「基金の充実・活用」といったところを出したほうがいい。寄附しやすい環境が整備されているというのは、中身は区への寄附についてなので、区に対する寄附という風にした方がいい。
- そもそもこの項目が「誰一人取り残さない世田谷区をつくろう」という中に要るのか、少し座りが悪いと感じている。
- 寄附文化というならば、今、28地区で、1地区当たり幾ら寄附があり、何に使われているかを示さなければ、区民に分かりやすくないのではないかと思った。
- そもそもなぜ寄附文化が必要なのか。寄附の持っている意味が、地域共生社会構築にどのような意味、あるいは区民へのメリット、デメリットがあるのか。財源が足りないから区民から寄附を募りたいという行政側の自己都合的な発想とも取られかねないという危惧を持ったときに、なぜ寄附というものを文化としていく必要があるのかという説明のような、積極的な言葉が必要かと思った。

「誰一人とり残さない世田谷をつくるための基盤整備」に関するご意見（R5年3月27日研究会）

「課題抽出の仕組み」に関するご意見

- 分野別で検討していく中で、そこには収まらない制度の狭間的问题があったとき、高齢、障害、児童は大事にしながらも、そこに当てはまらない問題を検討するところを明示できるといいと思う。他の自治体では、地域包括ケア推進会議や総合調整会議とすることもある。また、問題によっては分野横断的なものがあるので、分野別会議の合同会議があるといい。
- 課題抽出と言った時に、個々の支援者が出発点であることがもう少し明示できるといいと思う。
- 地区と地域のエリアがよく分からないので、地区と地域の使い分けについて、もう少し分かりやすく表現ができるといい。
- 生活支援体制整備事業で協議体の動き等もあるので、そういった協議体のところも反映できるといい。
- そもそも基盤整備の前に包括的な支援体制を地区で構築すると言っており、包括的な支援体制が地区で構築できていれば、狭間の問題はなくなるはずだと思う。また、包括的な支援体制を構築できていれば、そこで全ての課題は俎上にのるはずである。包括的な支援体制の構築と課題抽出の仕組みと、どういうふうに結びつくのか。課題抽出の仕組みがあるべき姿ではなく、古い今の体制に乗っているような感じがして、違和感がある。

「誰一人とり残さない世田谷をつくるための基盤整備」に関するご意見（R5年3月27日研究会）

「課題抽出の仕組み」に関するご意見

- これは包括的な支援体制そのものの話だと見ていたので、なぜここにあるのか疑問であり、課題抽出の仕組みという言い方も気になる。包括的な支援体制があって、足元から課題が吸い上げられていけば、ちゃんとやらなければいけないのは、地域包括ケアの仕組みでいうと、地域づくり、資源開発、政策形成の機能である。課題抽出と書いてしまうと包括的支援体制の現場レベルの話になってしまう。包括的支援体制をつくっていくことを考えると、ここで書くべきは、既存の仕組みを横割り・分野横断でやる地域づくり、資源開発、政策形成の仕組みをどう作るかではないか。その際、行政だけではなく、民間の相談機関と協働して、今の仕組みだけでは解決できないことを、新しい資源開発も、民間の専門職やボランティアな力を生かしていかなければいけない。そういう資源開発の場が重要だと思う。審議会レベルや会議レベルだけでやってもできないので、庁内連携の具体的な仕組みをきちんと構築していくことが必要だと思う。
- 課題抽出というのは前提で、そこからどのように資源開発や政策形成につなげるかという仕組みづくりが書かれていく必要があり、さらに個別の分野型の今まであった既存の協議会等を横につなぐ仕組みをどうつくるのかがここに明示されて、初めて新たな時代の包括的な支援体制づくりになっていくと思う。地区から地域、全区への流れはもちろんあるが、それぞれのレベルでの包括化というのもあるかと思うので、横と縦の包括化という両方が記述されるような流れにしたほうがいいと思う。

「誰一人とり残さない世田谷をつくるための基盤整備」に関するご意見（R5年3月27日研究会）

「課題抽出の仕組み」に関するご意見

- それぞれの全区、地域、地区にどういう機能を持たせていくのか、ただ、それだけではばらばらになるので、それぞれをどう有機的な会議体にしていくのか。また、全区レベルでは様々な分野がある中で分野間の連携をどのように図っていくのか、地域レベルでは公民連携も含めてどのように図っていくのか、地区レベルでは地域との密着した形での連携をどのように図っていくのか。それらだけにとどまらないと思うが、問われてくると思う。
- 基盤づくりとしては、全区レベルでは条例や方針、質を担保するための基準づくり、予算確保、地域レベルではセーフティネットの構築、地区レベルでは居場所やコミュニティづくりなどが必要になってくる。研修はそれぞれのレベルで求められる。3層構造を横断したり重なってきたりもするので、どう表現していくのかなかなか難しい。
- 例えば障害の分野でも、その分野だけでその人の地域生活を支えることは全くできなくなっている現場の状況があると思う。特に医療的ケア児が世田谷は多いが、こういう方の支援が地域を変えてきていると感じる。医療的ケア児は成長とともに支援をする状況がすごく変わるので、横断的な横のつながりとともに、それぞれの人生のライフサイクルごとという縦のつながりも考えて、地域包括を検討していくことになると思うが、一つ一つの現場の具体的な事例を丁寧にやっていくことがシステムを変えていくことになると思う。

答 申

令和4年9月8日、貴職より当審議会に諮問された、世田谷区基本計画を策定するにあたっての区政運営の基本的な考え方につきまして、調査・審議を重ねた結果、結論を得ましたので、ここに答申いたします。

令和5年3月29日

世田谷区長

保坂展人様

世田谷区基本計画審議会

会 長	大 杉 覚		
副会長	鈴 木 秀 洋		
委 員	青 柳 正 規	委 員	涌 井 史 郎
	江 原 由美子		安 藤 毅
	小 林 光		尾 中 俊 之
	汐 見 稔 幸		佐 伯 怜 華
	中 村 秀 一		下 川 七菜子
	長 山 宗 広		羽毛田 恒 祐
	森 田 明 美		

世田谷区基本計画大綱

令和5年3月

世田谷区基本計画審議会

目次

1. 計画策定にあたって	・ ・ ・ ・ 1
(1) 世田谷区をめぐる状況	
(2) 目指すべき未来の世田谷の姿	
(3) 計画策定にあたって考慮すべき事項	
2. 基本方針	・ ・ ・ ・ 5
(1) 区が目指すべき方向性	
(2) 計画の理念	
3. 政策	・ ・ ・ ・ 7
(1) 重点政策	
(2) 分野別政策	
4. 計画実行の指針	・ ・ ・ 1 1
基本計画大綱体系図	・ ・ ・ 1 3
資料	・ ・ ・ 1 4

【世田谷区基本構想（平成 25 年 9 月議決）に定める「九つのビジョン」】

- ・ 個人を尊重し、人と人とのつながりを大切にする
- ・ 子ども・若者が住みやすいまちをつくり、教育を充実する
- ・ 健康で安心して暮らしていける基盤を確かなものにする
- ・ 災害に強く、復元力を持つまちをつくる
- ・ 環境に配慮したまちをつくる
- ・ 地域を支える産業を育み、職住近接が可能なまちにする
- ・ 文化・芸術・スポーツの活動をサポート、発信する
- ・ より住みやすく歩いて楽しいまちにする
- ・ ひとりでも多くの区民が区政や公の活動に参加できるようにする

1. 計画策定にあたって

世田谷区は、平成 25 年 9 月に区議会で議決された世田谷区基本構想のもと、現行の基本計画に基づき、マッチングによる横断的連携や区民・事業者等との参加と協働により取り組みを進めてきた。そして、区制 100 周年を見据え、令和 6 年度を初年度とする向こう 8 ヶ年の基本計画を策定することとしている。新たな基本計画において、基本構想に込められた目標や理念を踏まえ、その実現に向けて区が目指すべき将来像や方向性の具体化を進めるにあたり、世田谷区基本計画審議会では、策定にあたっての基本的な考え方などを整理し、基本計画大綱として明らかにする。

(1) 世田谷区をめぐる状況

世田谷区の総人口は、地価高騰が顕著であった時期と並行するように昭和 62 年（1987 年）から減少し、その後、平成 7 年（1995 年）以降は一貫して増加してきたが、令和 4 年（2022 年）に減少に転じ、今後もこれまでのような右肩上がりの人口増加は見込めない状況に直面していく。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、生命や健康のみならず、地域コミュニティや社会経済活動にも重大な影響を及ぼした。さらに、大規模台風やゲリラ豪雨の頻発など災害が常態化しており、区民の日常生活を脅かしている。こうしたこれまでに前例のない地球規模のパンデミックや気候危機が、区政の根幹を揺るがしかねない事態となっている。加えて、ロシアによるウクライナ侵攻など世界情勢などに起因した物価高騰などにより、区民生活や区内産業は大変厳しい状況下にあるとともに、所得格差や地域社会の分断の広がりへの懸念、社会インフラの老朽化などの課題もあり、区を取り巻く状況は厳しさを増している。こうした急激な社会状況の変化を踏まえ、区政には大きな転換が求められている。

こうした状況のなかで、世田谷の恵まれた住環境や文化・地域性などを守り育て、子どもや若者の世代へと引き継いでいくためには、まずは区民の人権が尊重され、生命と健康を守ることに最優先に取り組み、より安定した生活基盤の構築に努め、区民の安心感を確保することが何よりも大切である。また、安心感の確保に留まることなく、社会の閉塞感を打破し、今後世田谷区が自治体としてさらなる発展を遂げていくためには、ワクワク感の創出により人や社会に幸福感や肯定感を生み出し、レジリエンス¹を高めながら、参加意欲や行動意欲の醸成を図ることが重要である。さらに、多様性を尊重し活かしていく視点から幅広い参加機会を確保したうえで、参加と協働の基盤を強化し、持続可能な未来を確保していく必要がある。

持続可能な未来とは、地球環境や生態系が適切に維持保全され、将来世代が必要とするものを損なうことなく選択肢や可能性が広がる未来のことである。区民生活、地域経済、都市基盤、自然環境、自治体経営における現状と課題を踏まえたうえで、目指すべき持続可能な未来の姿をしっかりと見据え、その実現に確実に寄与する政策を明確にして推進していく必要がある。

¹ 困難な状況をしなやかに乗り越え適応する力

(2) 目指すべき未来の世田谷の姿

①区民生活について

区民生活については、人と人とのつながりの希薄化や町会・自治会への加入率低下が進むなか、長期化するコロナ禍が地域コミュニティの分断に追い打ちをかけてきたことで、社会的な孤立や孤独が大きな問題となっている。区民の生命と健康を守るため、日常生活における必要な支援をはじめ、すでに確保されたベーシックサービスについてはこれを堅持することを最優先するとともに、住民同士が多様性を尊重しながらつながりを深め、相互に助け合える関係性を築けるよう、誰もが様々な活動に参加し、多様な出会いにつながる機会・場の創出を図るなど、住民の参加意欲や行動意欲の醸成につながるポジティブなまちづくりを進めることが重要である。また、地域課題の多様化・複雑化などにより、行政だけの課題解決には限界があるなか、住民が主体的に地域課題に向き合うとともに、区民、事業者、行政のそれぞれが持つアイデアや技術、ノウハウなどを組み合わせることで、新たな価値を創造しながら公共のあり方を再構築するような住民自治の実現を目指す必要がある。

人口減少の兆候や少子高齢化の進行を踏まえ、次代の社会を担う子ども・若者が住みたくなくなるまちの実現が不可欠である。子ども・若者を権利の主体として位置づけ、自分たち自身が社会の真ん中にいると実感できるよう子ども・若者の「今」に焦点をあてた施策展開を図るとともに、子どもを生き育てやすい環境と若者が活躍できる環境の整備を進める必要がある。

学校教育も大きな転換期を迎えている。画一的な学び方から個に応じた多様な学び方へと転換し、一人ひとりの多様な個性・能力を伸ばし、子どもたちが生き生きと学べる新たな学校教育を目指していく必要がある。また、子どもの将来性や可能性を保障するため、多様な学びの場を確保することが重要である。

今般の急変する社会状況に対応していくためには、状況に応じて必要な知識や情報を随時習得していくことが不可欠であり、学校教育に加え、あらゆる世代を対象とした教育の重要性が増している。地域の多様な社会資源と連携、協働し、生涯学習の基盤を整え、誰もが生涯を通じて何度でも学び直すことができる環境を整備する必要がある。

②地域経済について

地域経済については、コロナ禍以降、リモートワークが進み職住一体も見られるようになり、地域の中で「働く」ということがますます重要視されてきている。また、区民生活をベースとする起業や創業も区内で活発に見受けられるようになってきた。事業所や企業による既存産業の振興に加え、区民も産業振興の主体に含め、起業家の輩出や育成を支える基盤づくり、地域社会の課題を解決するコミュニティビジネスやソーシャルビジネスの振興などを進める必要がある。

③都市基盤について

都市基盤については、区民が安全で快適に暮らし続けられるまちの実現に向け、社会インフラの計画的な維持・更新に取り組むとともに、防災・減災の視点を加味した災害に強い街づくりを進める必要がある。また、区民の利便性向上に向け、道路や公共交通環境の維持保全や整備拡充を図るとともに、地域や文化に根差した歴史ある風景や街並みを守りつつ、区内外の人を惹きつけ、居住地として選ばれる新たな魅力と活力が感じられる都市の創出を図ることも重要である。

④自然環境について

自然環境については、人と自然が支え合い地球環境の健全性を維持していくことは、世田谷の取組みだけでは難しい。世田谷のことだけを考えるのではなく、他自治体や国際社会への影響などを常に意識して協力連携を図りながら、自然・生態系の損失を食い止め回復させていく視点を重視し、自然が持つ多様な機能の活用も進め、自然との共生を目指す必要がある。また、人類の生存を脅かしている今般の気候変動を抑えるため、人の行動や社会のあり方を変えていく必要があり、地球規模で取組みを進めて脱炭素社会を実現し、環境負荷の軽減を図らなければならない。

⑤自治体経営について

自治体経営については、資源や資産に限りがあることを十分認識し、経営効果の最適化を図らなければならない。また、縦割りではなく複眼的な視点からシナジー効果^{※2}の発揮も視野に入れ、取組みを横断的に展開することが重要である。まずは、職員の意識改革や業務改善を図る必要がある。あわせて区民手続きや相談支援のオンライン化を図るなど行政のデジタル化の取組みを進めるとともに、区民の利便性向上を図ると同時に区民主体のサービスデザインを徹底し、区民や事業者ともイノベーションを図りながら、最新の技術や知見に基づき、常に変革し続け柔軟に対応可能な自治体経営を実現する必要がある。

(3) 計画策定にあたって考慮すべき事項

①最上位の行政計画としての内容

- 地域課題は複雑化・複合化しており、その解決のためには、分野横断的に対応する必要があるとともに、行政だけでは実現できず、区民をはじめとする多様な主体との連携・協働が不可欠である。したがって、最上位の行政計画である基本計画には、分野別計画では描けない分野・領域を超えた横断的な視点や、多様な主体との連携・協働の視点から政策を位置づけるべきである。各政策や施策の相互の関連性によってもたらされる効果や影響を勘案しつつ、生態系への影響や他自治体との関連性などの幅広い視点も持ち、計画の検討を進めていくこと。
- 政策や施策を掲げる際には、SDGsなど多面的に捉えた目標に照らし、分野横断的な視点で最適化を図ることのできる計画とすること。
- 将来予測がますます困難となる中、計画上に想定のない事態が生じた際にも役立つ指針となるよう、不測の事態への対応方針についても盛り込んだ計画とすること。
- 基本計画が区の各行政分野の個別の計画を総合的に調整する指針となるよう、計画で定める考え方を各分野の個別計画にも着実に反映し、具体的な取組みを進めること。

②バックカスティング

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大をはじめとする今般の社会課題は、社会状況に急激かつ急速な変化をもたらしており、行政にはこれまで以上に臨機応変かつ迅速な対応が求められている。現状と課題から改善策を積み上げていく考え方（フォアキャスト）だけでなく、あるべき未来の姿から逆算して現在やるべきことを構築する視点（バックカスティング）も踏まえ、計画の検討を進めていくこと。

² 相乗作用によるプラスの効果。

③EBPMの推進

- EBPM（証拠に基づく政策立案）を推進し、より効果的で実効性の高い政策や施策の立案を目指すこと。

④目標指標の設定のあり方

- 行政の透明性を高め、計画の進捗状況を区民がわかりやすく理解できるようにするため、それぞれの施策を構造化し、上位施策に対して目標指標を設定して、本来の目標が希薄化しないようにするとともに、区民の幸福感、満足感、安心感など主にアンケートから得られる主観的指標と統計データなどから得られる客観的指標をバランスよく取り入れるなど適切な指標の設定に努めること。

⑤区民意見の反映

- 本大綱をはじめ、区民や区議会、ステークホルダーなどからの意見や提案を尊重するとともに、子どもや若者の意見を集約する機会やパブリックコメントなどの区民意見を聴取する機会を設け、幅広い区民の参加を得ながら計画を策定すること。

私たちは、このような認識に立ち、以下のような基本計画のあり方を提案する。この提案を世田谷区は真摯に受け止め、実効性ある計画を作成するよう要望する。また、本計画の実現に向け、今後の区の政策や施策がより効率的、効果的な形で展開されるよう、本計画を十分踏まえて政策決定を行うよう要望するとともに、本審議会終了後も、本大綱の趣旨が実現されていくようモニタリングする仕組みの創設を提案する。

2. 基本方針

世田谷区基本構想の実現に向け、今般の社会情勢などを踏まえ、今後の世田谷区政の基本方針として、区政が目指すべき方向性及び区政運営の基本的な指針である基本計画の理念について、次のとおり定める。

(1) 区政が目指すべき方向性

持続可能な未来を確保し、あらゆる世代が安心して住み続けられる世田谷をともにつくる

世田谷区基本構想を実現し、世田谷の恵まれた住環境や文化・地域性を子どもや若者の世代に確実に引き継いでさらなる発展を遂げていくためには、持続可能性の視点を中心に据えた区政運営が不可欠であり、区民生活をはじめ、地域経済、都市基盤、自然環境、自治体経営などにおいて、持続可能な未来に向けた環境整備を図っていくことが重要である。

引き続き参加と協働を区政の基盤とし、公共的役割を担い地域を支えている町会・自治会や商店街、世田谷が誇る豊富な地域人材や地域資源などとの連携強化により参加と協働のさらなる促進を図りながら、乳幼児から高齢者までのあらゆる世代が安心して住み続けられるまちづくりを進めるとともに、地球環境や生態系が適切に維持保全され、将来世代が必要とするものを損なうことなく選択肢や可能性が広がる未来の確保を目指していく。

(2) 計画の理念

計画全体を貫き計画の土台となる根本的な考え方として、次の6つの理念を掲げる。

①参加と協働を基盤とする

- 地域課題の多様化・複雑化などにより、行政だけの課題解決には限界があるなか、持続可能な社会の構築に向け、参加と協働による政策、施策の展開を区政運営の基盤とする。
- 今般の危機的社会状況のなかで、現状を打破して持続可能な未来を確保していくため、わくわく感を創出して人や社会に幸福感や肯定感を生み出しながら、レジリエンスを高め、参加意欲を醸成し、さらなる参加と協働の促進に結びつける。
- 区民を施策の対象として捉えるのではなく、自ら地域をつくり支える存在として位置づけ、主体的な参加への意欲を引き出すコミュニティづくりにつなげる。
- 区内には事業所が多数存在し、民間企業や職能団体なども地域社会を構成する一員として大きな役割を担っていることから、事業者などへの働きかけを進め、区民・事業者との連携強化に努める。
- 多様な出会いの機会・場を創出し、住民自治を充実させることを通して、区民、事業者、行政のそれぞれが持つアイデアや技術、ノウハウなどを組み合わせることで新たな価値創造を可能とする地域社会の実現を目指す。

②区民の生命と健康を守る

- 区民の生命と健康を守ることは、自治体として何よりも重要な課題であり、引き続き最優先に取り組む。子どもや若者から高齢者まで誰もが生命や健康を守られ、地域や他者との関わり合いの中で元気に自分らしく生きていける社会の実現に向け、医療、保育、教育などにおけるすでに確保されたベーシックサービスについてはこれを堅持するとともに、身体的な健康のみならず、心の健康につながる心の豊かさなどの視点を取り入れる。

③子ども・若者を中心に据える

- 子ども・若者は、一人ひとりが権利の主体であり、大人と同様に地域社会を構成する一員である。地域を一緒につくっていく主体として明確に位置づけ、子ども・若者が参加しやすく、自分たち自身が社会の真ん中にいると実感できるように子ども・若者の「今」に焦点をあてて政策、施策の組み立てを考える。
- 将来の人口減少局面を見据え、次代の社会を担う子ども・若者が住み続けたい、住みたくなる地域づくり、子育てしやすい環境づくりの視点を取り入れる。

④多様性を尊重し活かす

- 高齢者や障害者、外国人^{※3}など異なる立場や様々な価値観を持つ人々がともに社会を構築できるよう、性別や年齢、国籍、文化の違いや障害の有無から、価値観や単独世帯、夫婦のみ世帯、ひとり親世帯などの家族のあり方、ライフスタイルの多様性まで、広く多様性を尊重し活かしていく。
- 特別なニーズを持つ人のための的確かつ柔軟な支援と誰でも参加、活動できる場の確保の両面の視点に配慮する。

⑤地域・地区の特性を踏まえる

- 地域に密着したサービスや地域の実態に即した参加と協働のまちづくりを展開するため、世田谷を均質化して考えるのではなく、各地域や地区の人口構成や世帯構成、地域資源、課題などを十分考慮し、区民ニーズを的確に捉えて政策・施策を組み立てる。
- 世田谷区地域行政推進条例及び地域行政推進計画と十分な整合を図る。

⑥日常生活と災害対策・環境対策を結びつける

- 災害対策は日常生活と切り離して考えるものではなく、平常時から防災・減災の視点を意識し、平常時の取組みを災害時にも役立てるといった考え方が大切である。また、気候危機への対応は地球規模の大きな転換が必要な課題であり、自然環境と共生した社会の実現に向けては、日本、地球の健全な環境の維持に対して適切な役割を果たすべく日常生活におけるあらゆる取組みをいかに環境負荷低減につなげていけるかといった視点が重要となる。そのため、日常生活と災害対策・環境対策を常に結びつけて考える。

³ 日本においては、日本国籍を有しない者を意味する。ただし、世田谷区基本計画大綱においては、外国人に関する「多様性の尊重」について、国籍だけではなく、多様な文化（言語・生活習慣・宗教等）を持つ人々を含むものとし、この人々を含めて「外国人」と表記する。

3. 政策

(1) 重点政策

基本方針の目標実現に直結し、基本計画の具体化に不可欠で特に重点的に取り組むべき政策であり、分野横断的な体制を整えて取り組む必要がある政策について、次の6つを重点政策として位置付ける。

① 子ども・若者が笑顔で過ごせる環境の整備

- 子ども・若者は一人ひとりが権利の主体であり、地域社会を構成する一員である。地域を一緒につくる主体として、子ども・若者の声をしっかりと聞き政策に取り入れるため、子ども・若者が継続的に意見を表明しやすい環境づくりや意見を反映させるための仕組みづくりを進める。
- 様々な価値が形成される子ども期に、すべての子どもが自らの選択により地域で豊かな体験を重ね、力を発揮できる場や居心地よく安心して過ごせる場が身近にある環境づくりを進めるとともに、若者施策として、若者が地域で力を発揮できる機会の充実を図るほか、若者の起業支援を検討するなど、自分たち自身が社会の真ん中にいると実感できるよう子ども・若者の今に焦点をあてた施策展開を図っていく。
- 大人になってからの生活に大きな影響を与えるといわれる非認知能力^{※4}を、遊びや生活を通して育むことができるよう乳幼児期の教育・保育の質の向上を図っていく。
- 「子ども・子育て応援都市」をバージョンアップして子育て基盤の充実を図るとともに、妊娠期から孤立することなく、日々の暮らしの身近なところで地域の人々や子育て支援につながりながら安心して暮らせるよう在宅子育て支援も充実し、保育と福祉、医療のさらなる連携強化に取組み、子どもを生み育てやすい環境の整備を進める。
- 子どもの減少に応じて単に支援や施設を減らすのではなく、妊娠期を含めたすべての子育て家庭を対象にした子ども・子育て支援施策を拡充することをベースに、多世代交流を含めた地域や人とのつながりに資する機能付加の視点を取り入れ、支援や施設ごとに分かれていた施策を総合的に組みかえ、一体化する方向を目指していく。

② 新たな学校教育と生涯を通じた学びの充実

- 画一的な学び方から個に応じた多様な学び方へとこれまでの学校教育を大きく転換させる時期を迎えている。子どもたちが自ら地域課題の解決策や興味、関心が高いテーマなどについて考える探究的な学びへと転換させ、「参加・協働」の視点も一つのキーワードとして捉えながら、一人ひとりの多様な個性・能力を伸ばし、子どもたちが生き生きと学べる新たな学校教育を目指していく。
- 増加する不登校の子どもへの支援やインクルーシブ教育の実現に向けた取組みが求められるなか、一人ひとりの子どもの将来性や可能性を保障するためにも、多様な学びの場の確保や支援策の検討を進めていく。
- 急激に社会状況が変化する今般の社会において、リカレント教育や学び直しができる環境の確保は重要な課題である。地域の多様な社会資源と連携、協働し、社会教育の充実や区民の主体的な学びの支援に取組み、区民が社会性を育む生涯学習の基盤を整

⁴ 主に意欲・意志・情動・社会性に関わる「自分なりの目標に粘り強く取り組む力」「人と関わる力」「自分の感情や行動をコントロールする力」などの要素からなる。

える。

- 学んだことを生かせる機会や場の充実も図りながら、誰もが生涯を通じて何度でも学び直しができ、様々なことに積極的にチャレンジできる社会の実現を目指していく。

③多様な人が出会い、支え合い、活動できるコミュニティの醸成

- 社会的な孤立や孤独が大きな社会問題となるなか、町会・自治会を中心とするコミュニティを基本に、お祭りなどの地域の誰もが参加できるイベントを定期的を開催するなど、地域住民同士が継続的に交流できる機会を確保し、全ての人に「居場所と役割」があるまちづくりを心がけ、住民相互の関係性を深め、災害時にもお互いが支え合い、助け合える関係性の構築や地域コミュニティの醸成を図っていく。
- 地域には高齢者や障害者、外国人など多様な方々が暮らしており、多様性を認め合い、新たな出会いが生まれることで、地域住民同士の新たなつながりが芽生え、地域活動などへの参加意欲の向上にもつながる。地域住民の自主的な活動が重層的に展開できる環境の整備や文化・芸術・スポーツの振興などに取り組み、多様な出会いの機会の創出や誰もが様々な活動に参加できる機会の確保を図りながら、アクティブでポジティブなまちづくりを進めていく。
- 身近な地域や地区におけるコミュニティの醸成にあたっては、世田谷区地域行政推進条例及び地域行政推進計画に基づき、まちづくりセンター、総合支所、本庁の三層制のもと、地域に密着した総合的な行政サービスと地域の実態に即したまちづくりを展開するとともに、区政への区民参加の促進を図りながら、地区・地域における課題解決力の向上を目指していく。

④誰もが取り残されることなく生き生きと暮らせるための支援の強化

- 日常生活における必要な支援に加え、生活拠点となる住まいの確保への支援も重要な課題であり、特に単身高齢者や障害者、ひとり親家庭への支援を強化する必要がある。また、深刻化する貧困問題は、実態が見えにくく、対応が難しい課題であり、ひきこもりや8050問題、ヤングケアラー、ごみ屋敷問題など、分野の狭間に陥りやすく、複合的な課題に対しても、しっかりと対応する必要がある。関係機関とのネットワークを強化して重層的な施策展開を進展させつつ、地域のまちづくりや住民同士の支え合い活動と連動させながら、誰もが元気で生き生きと尊厳をもって地域で暮らすことのできる基盤づくりを強化するとともに、困難や生きづらさを抱えている人に支援が届く仕組みや仕組みの構築を目指していく。
- 男女だけではなく多様な性を含めたすべての区民の人権が尊重され、自らの意思に基づき個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画社会を築くため、ジェンダー平等の視点から総合的に取り組みを進める。また、女性が子どもを産むということは、身体上のみならず、家族関係や仕事、勉学の継続上のリスクなど、多くのリスクに直面する可能性があるため、特に相談体制などが手薄な若年女性への支援強化を図っていく。
- 支援を必要とする方の中には、困っていることを知られたくない、相談することに不安を抱いている方も多い。そういった方々をいかに相談や支援につなげるかといった視点を考慮し、政策や施策の立案、展開を図っていく。また、災害時に備え、要配慮者に対する施策に優先的に取り組む必要があり、福祉避難所などの確保や支援策の充実を図っていく。

⑤脱炭素社会の構築と自然との共生

- 人類の生存を脅かしている今般の気候危機は、世田谷区のみでの取り組みだけで解決できる問題ではない。地球の生態系の健全性を維持できるように、人の行動や社会のあり方を変えていく必要がある。他自治体との連携はもとより、国境を越え、世界の様々な人々や組織と認識を共有し、行動の面でも連帯を深めていく地球に暮らす一住民としての取り組みが必要である。省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの活用、脱炭素やグリーンインフラの整備をはじめとした取り組みは国際社会共通の現状認識や対策の方向に即したものであり、今後は環境分野のみならず、経済、教育、福祉、まちづくりといったあらゆる分野の中で進めていく。
- 資源を浪費せずに循環的に使い、多様な生物に支えられた生態系の働きを高めていく持続可能な暮らしを実現するためには、区民の日常行動やビジネススタイルの変容が必要である。区民や事業者の積極的な参加が得られるよう、意識や行動の変革を促す取り組みやそれを支えるルールなどの基盤の整備を進め、まちづくりとも連動させながら行動変容を加速していく。
- グリーンインフラを推進するなど、自然環境が持つ多様な機能を積極的に活かしながら、生態系の維持も含めた自然環境との共生のための取り組み、みどりの保全・創出に向けた取り組みを一層進めることで、区民が暮らしの中で自然の豊かな恵みを実感、享受でき、心の豊かさや幸福感を感じられ、居心地がよく住みやすいまちづくりにつなげていくとともに、みどりに恵まれた世田谷の良好な住環境を、子どもや若者の世代へ確実に引き継いでいく。

⑥安全で魅力的な街づくりと産業連関による新たな価値の創出

- 災害に強く安全で区民が快適に暮らせる街づくりに向け、区民の生活を支える都市基盤の整備は不可欠なものとなっている。社会インフラの計画的な維持・更新に取り組むとともに、建物の耐震化や不燃化、避難路の整備、豪雨対策などを着実に進めていく。
- 三軒茶屋、下北沢、二子玉川駅周辺の広域生活・文化拠点をはじめとする街づくりにおいて、目指す都市像を明確にし、地域特性を活かした魅力と活力のある都市の創出を図る。
- 既存施設などを総点検し、官民連携による柔軟な発想で都市のストックの有効活用を図り、多世代が交流する場や誰もが親しめる空間の創出を図るなど、歩いて楽しい街づくりに取り組む。
- 区民の生活をベースとする起業や創業も既に区内ではかなり見受けられており、事業所や企業による既存産業の振興に加え、区民も産業振興の主体に含め、地域社会の課題を解決するコミュニティビジネスやソーシャルビジネスの振興にも取り組む。
- 今般の地域課題は多様化しており、その解決の担い手となる地域人材、起業家の輩出、育成は非常に重要である。商店街などを拠点に、デジタルプラットフォームも活用しながら起業家の輩出や育成を支える基盤づくりを進める。
- 多様な人がいて、多様な地域課題があることは、一方でビジネスチャンスも多様ということである。共感を得やすい地域課題の解決をテーマにした起業学習などにより創業機運の醸成を図るなど、新たなビジネス創出につながる取り組みを進め、ビジネスの場として魅力的な環境の整備を図る。

(2) 分野別政策

「分野別政策」では、基本構想に定める「九つのビジョン」を具体化するための政策を各分野において体系的に整理するとともに、各分野における課題や施策の方向性などを明らかにする。また、分野別政策の策定にあたり、基本方針が示す総合的な視点を十分考慮するとともに、重点政策との関連性を明確にする。

4. 計画実行の指針

計画に掲げる施策の推進にあたり、持続可能な自治体経営に向け必ず考慮すべき指針について、次のとおり定める。

(1) SDGsの推進

- SDGsの目標年次である2030年に向け、基本計画の施策とSDGsとの関連性を明らかにし、関連性を意識しながら分野横断的な施策展開を図り、一体的に推進する。
- 事業の意思決定にあたり、事業がSDGsに対して与える影響を考慮して複眼的な視点で可否を決定するなど、最大の効果を発揮できるよう努める。

(2) DXの推進

- 時代に即したデジタル技術の活用によりDXの取組みを推進し、区民を主体としたサービスデザインを徹底するとともに、デジタルツールを効果的に活用した、多様な世代の意見表明や区政参加の促進の取組み、様々な情報の共有が可能となる仕組みの検討を進める。
- DXの推進にあたっては、デジタル機器の扱いに不慣れな区民に情報格差が生じないように、フォロー体制も合わせて構築する。
- オープンデータや庁内でのデータの分野横断的な利活用、新たなクラウドサービスの活用について、仕組みの構築や運用ルールの整備を図るなど、他自治体との連携や既存ツールの活用も考慮しながら、より便利で快適な環境づくりを進める。

(3) 緊急時・非常時の体制整備

- 天変地異に起因する災害や新たな感染症の感染拡大など、緊急事態・非常事態が生じた際は、人命の救助と被害の軽減に最優先に取り組む。
- 緊急時・非常時の体制整備や必要な対策への予算措置を最優先し、状況に応じて補正予算などで迅速に対応する。
- 緊急事態・非常事態に迅速かつ柔軟に対応するため、明確な指揮命令系統のもと、組織の垣根を超えた全庁的な体制を構築し、対応にあたる。
- 職員一人ひとりが緊急時・非常時の対応や業務継続計画の内容を十分に理解し、的確に行動できるよう平時から意識を高めていく。

(4) 組織運営の変革

①柔軟な組織体制

- 社会状況の変化が目まぐるしい中、突発的な課題に即座に対応していくため、課題に応じた機動的な対応が可能なアジャイル型組織^{※5}への転換を目指すとともに、民間を含む多様な社会資源とも連携を図りながら、柔軟な組織体制を構築していく。

5 機動的でスピード感に優れた組織。ソフトウェア開発で用いられていたアジャイル開発（開発工程を機能単位の小さなサイクルで繰り返し、状況の変化に応じながら開発を進めていく手法）の概念を、組織全体に適応させた考え方。

②人材育成・調査研究

- 基本計画の実効性を高めるため、職員が日頃から自らの業務を振り返り、より精度を高めていけるよう、調査研究を日常業務の一環として捉えてしっかりと行えるための体制づくりを進める。また、基本計画の策定、推進を契機に、E B P M（証拠に基づく政策立案）の推進をはじめ、職員の計画立案能力や計画遂行能力を高めるなど、人材育成に取り組む。
- 飛躍的に進展しているデジタル技術の活用方法の習得や職員として不可欠である法務知識の習得など、職員のスキル向上に向けた人材育成を進める。
- 民間企業への職員派遣や外部人材の登用などを積極的に進め、民間企業の経営感覚やコスト意識など公務では得られない専門知識やノウハウの取得によるスキル向上などを図り、専門性の高い課題の解決や新たな施策展開につなげていく。

③働き方改革

- 今般の急激な状況の変化や区民ニーズの高度化・多様化への対応などに伴う職員の業務量の増加などを踏まえ、デジタル化と業務改善、意識改革を両輪とする働き方改革を推進する。
- 個々の実情に応じた、多様な働き方を選択できる環境の整備を進めていく。

（5）情報発信・情報公開

- 世田谷区の取組みを区民や事業者、他自治体などに広く正確に理解してもらえるよう、プッシュ型、プル型の情報発信に一層力を入れるとともに、戦略的な情報発信により、世田谷のブランド力の向上を図っていく。
- 世田谷区の情報や文書は適切に管理、保存し、公正で開かれた区政を実現するため情報公開を徹底する。

（6）行政評価

- 基本計画を着実に進めるため、基本計画が目指す目標や姿について指標を設定して進捗状況の把握や評価を行うとともに、各政策や施策についても、指標にもとづき定期的に成果管理を行う行政評価を徹底し、課題と改善方法を明らかにする。
- 計画全体の進捗状況を確認するための適切なチェック体制や各政策や施策の相互の関連性によってもたらされる効果や影響についても評価を行える仕組みの検討を進める。

（7）他自治体や国際社会との協力連携

- 世田谷区政は他自治体や国際社会との支え合いの中で成り立っていることを再認識し、政策や施策の立案・推進にあたっては、常に他自治体や国際社会への影響などを意識して協力連携を図りながら、取組みを進める。
- 区がこれまで積極的に進めてきた地方・都市との交流・連携について、政策面での連携を含め一層の推進を図る。

【基本計画大綱体系図】

計画策定にあたって

- 世田谷区をめぐる状況
- 目指すべき未来の世田谷の姿
- 計画策定にあたって考慮すべき事項

基本方針

＜区政が目指すべき方向性＞

持続可能な未来を確保し、あらゆる世代が安心して住み続けられる世田谷をともにつくる

＜計画の理念＞

- 参加と協働を基盤とする
- 区民の生命と健康を守る
- 子ども・若者を中心に据える
- 多様性を尊重し活かす
- 地域・地区の特性を踏まえる
- 日常生活と災害対策・環境対策を結びつける

政策

＜重点政策＞

子ども・若者が笑顔で過ごせる環境の整備

新たな学校教育と生涯を通じた学びの充実

多様な人が出会い、支え合い、活動できる
コミュニティの醸成

誰もが取り残されることなく
安心して暮らせるための支援の強化

脱炭素社会の構築と自然との共生

安全で魅力的な街づくりと産業連関による
新たな価値の創出

＜分野別政策＞

基本構想の「九つのビジョン」を具体化するための政策を各分野において体系的に整理

計画実行の指針

- SDGsの推進
- DXの推進
- 緊急時・非常時の体制管理
- 組織運営の変革（柔軟な組織体制、人材育成・調査研究、働き方改革）
- 情報発信・情報公開
- 行政評価
- 他自治体や国際社会との協力連携

世田谷区基本計画審議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

◎：会長 ○：副会長

	あおやぎ 青柳	まさのり 正規	東京大学名誉教授
	えはら 江原	ゆみこ 由美子	東京都立大学名誉教授
◎	おおすぎ 大杉	さとる 寛	東京都立大学法学部教授
	こばやし 小林	ひかる 光	東京大学先端科学技術研究センター研究顧問
	しおみ 汐見	としゆき 稔幸	東京大学名誉教授
○	すずき 鈴木	ひでひろ 秀洋	日本大学危機管理学部准教授
	なかむら 中村	しゅういち 秀一	医療介護福祉政策研究フォーラム理事長
	ながやま 長山	むねひろ 宗広	駒澤大学経済学部教授
	もりた 森田	あけみ 明美	東洋大学名誉教授
	わくい 涌井	しろう 史郎	東京都市大学特別教授
	あんどう 安藤	たけし 毅	区民検討会議代表
	おなか 尾中	としゆき 俊之	区民検討会議代表
	さえき 佐伯	れいか 怜華	区民検討会議代表
	しもかわ 下川	ななこ 七菜子	区民検討会議代表
	はけた 羽毛田	こうすけ 恒祐	区民検討会議代表

審議経過

	開催日	議題
第1回	令和4年9月8日(木)	1、会長・副会長の選出 2、諮問 3、世田谷区基本計画審議会の運営について 4、基本計画大綱の構成について 5、基本計画策定の考え方について 6、世田谷区の現況について 7、区民検討会議の結果について
第2回	令和4年10月20日(木)	1、基本計画の取組みの整理について 2、若手職員の考える未来の世田谷区について 3、意見交換(目指すべき将来像、基本的な考え方・コンセプトについて)
第3回	令和4年11月17日(木)	1、意見交換(目指すべき将来像、基本的な考え方・コンセプト、重点的に取り組むべき課題) 2、報告事項
第4回	令和4年12月8日(木)	1、意見交換(コンセプト(計画全体を貫く基本的な考え方)) 2、意見交換(基本方針(目指すべき将来像)) 3、意見交換(将来像の実現に向け分野横断的に重点的に取り組むべき課題) 4、意見交換(計画推進にあたって重視すべき考え方など)
第5回	令和5年1月16日(月)	1、テーマ別意見交換① 【子ども・若者が笑顔で過ごせるために必要な取組みについて】 2、テーマ別意見交換② 【目指すべきコミュニティと安心して住み続けるために必要な支援について】 3、テーマ別意見交換③ 【世田谷を安全で一層魅力的なまちにするために必要な政策について】
第6回	令和5年2月6日(月)	1、基本計画大綱(たたき台)について
第7回	令和5年3月14日(火)	1、基本計画大綱(案)について
第8回	令和5年3月29日(水)	1、基本計画大綱について 2、答申